

令和 2 年 9 月

江南市議会総務委員会会議録

9月15日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和 2 年 9 月 15 日〔火曜日〕午前 9 時 30 分開議

本日の会議に付した案件

議案第56号 江南市手数料条例の一部改正について

議案第60号 令和 2 年度江南市一般会計補正予算（第 6 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

第 3 条 地方債の補正のうち

臨時財政対策債

議案第64号 令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

行政視察について

研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（8名）

委員 長 掛 布 まち子 君

副委員長 田 村 徳 周 君

委 員 河 合 正 猛 君

委 員 野 下 達 哉 君

委 員 中 野 裕 二 君

委 員 東 猴 史 紘 君

委員 大 藪 豊 数 君 委員 片 山 裕 之 君
欠席委員（0名）

委員外議員（8名）

議 員	宮 地 友 治 君	議 員	古 池 勝 英 君
議 員	稲 山 明 敏 君	議 員	堀 元 君
議 員	三 輪 陽 子 君	議 員	宮 田 達 男 君
議 員	石 原 資 泰 君	議 員	長 尾 光 春 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長	松 本 朋 彦 君	副 主 幹	前 田 昌 彦 君
書 記	岩 本 達 明 君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

企画部長 郷 原 実智雄 君

総務部長 本 多 弘 樹 君

消防長 高 島 勝 則 君

地方創生推進課長 河 田 正 広 君

地方創生推進課主幹 稲 波 克 純 君

秘書政策課長 平 松 幸 夫 君

秘書政策課主幹 田 中 元 規 君

秘書政策課副主幹 八 橋 直 純 君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

向 井 由美子 君

市民サービス課主幹 鈴 木 勉 君

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

	長谷川	崇	君
市民サービス課副主幹	丹羽	克仁	君
行政経営課長	安達	則行	君
行政経営課主幹	梶田	博志	君
行政経営課副主幹	亀井	雄介	君
税務課長	酒井	博久	君
税務課主幹	須賀	博昭	君
税務課副主幹	三浦	理恵	君
収納課長	金川	英樹	君
収納課主幹	三輪	崇志	君
収納課副主幹	近藤	祥之	君
総務課長	石黒	稔通	君
総務課主幹	浅野	武道	君
会計管理者兼会計課長	今枝	直之	君
監査委員事務局長	小林	悟司	君
消防総務課長	杉本	恭伸	君
消防総務課主幹	日下部	匡彦	君
消防総務課副主幹	内藤	克利	君
消防予防課長	花木	康裕	君
消防予防課副主幹	蟹江	雅紀	君
消防予防課副主幹	畑	毅	君

消防署長

上 田 修 司 君

消防署東分署長

森 山 和 人 君

消防署主幹

上 村 和 義 君

消防署主幹

栢 本 忠 幸 君

消防署主幹

山 本 育 男 君

○委員長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

残暑も続いております。クールビズも可として進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。また、大事な決算の審議のある委員会となっております。十分な審査をしていただくよう、委員会運営も心がけてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大予防のためにマスクの着用もよろしくお願ひいたします。また、この委員会室が非常に密になっております。担当の議案でないところでは、どうぞ職員の皆様、退席していただいて結構です。ぜひ退席していただくようお願いをいたします。

それでは市長から御挨拶をお願ひいたします。

○市長　おはようございます。

去る9月2日に9月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重審査をいただき、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員長　ありがとうございました。

本日の委員会の日程ですけれども、付託されております議案第56号 江南市手数料条例の一部改正についてをはじめ3議案の審議を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条におきまして、委員長の許可を得た後でなければ発言をすることがないと規定をされております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願ひし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう御協力をお願ひいたします。

また、委員外委員の皆さんの発言につきましては、会議規則第117条第2

項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があった場合は、その許否を決めると規定をされております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上、必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただいて、その間は退席していただいても結構でございますので、よろしく願いいたします。

議案第56号 江南市手数料条例の一部改正について

○委員長　それでは最初に、議案第56号 江南市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　それでは、議案第56号について御説明申し上げますので、議案書の11ページをお願いいたします。

令和2年議案第56号 江南市手数料条例の一部改正についてでございます。12ページには、江南市手数料条例の一部を改正する条例案を掲げてございます。

次のページ、13ページには、条例案の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○中野委員　すみません。これは、三輪議員が議案質疑をちょっとされていたと思うんですけど、ちょっと重複したら申し訳ないんですけど、再交付のやつって大体今まで件数がどれぐらいあったかなあと思って。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　通知カードの再交付件数でございますけれども、こちらの制度は平成27年10月より交付のほうはしております。平成27年度につきましては231件、平成28年度につきましては1,115

件、平成29年度につきましては943件、平成30年度が784件、昨年度、令和元年度が699件、そして今年度は、5月25日までの期間につきましては91件の状況でございました。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようですので、ちょっと私のほうから1件だけ確認をさせていただきたいと思いますが、個人番号通知カードの再交付がもうできないということで、今後はマイナンバーの証明できる書類としては、マイナンバーカードと新たに発行される番号通知書というものになるということなんですけれども、いわゆるマイナンバーを証明しなければいけない書類を添付して提出しなくてはいけないような手続というのは、そんなにたくさんあるものなんでしょうか。教えていただきたいです。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 実際に個人番号カードを必要とする業務としましては、例えば確定申告のときの税の申告の際ですとか、あと市の業務でいたしますと、口座のほうに賃金等を振り込むときの確認として必要になってきたりですとか、あと選挙のときの立会人の方にもそういった賃金とかお支払いするときには、御本人の番号と、あとその方を証明するものを添付していただく必要がございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

午前9時37分 休 憩

午前9時37分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

第3条 地方債の補正のうち

臨時財政対策債

○委員長 続きまして、議案第60号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）の審議に移ります。

第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、第3条の地方債の補正のうち、臨時財政対策債を議題といたします。

審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、総務部行政経営課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○行政経営課長 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

最初に歳入でございます。

議案書の46ページ、47ページをお願いいたします。

最上段の10款1項1目1節地方特例交付金でございます。

次にその下、11款1項1目1節地方交付税で、普通交付税でございます。

はねていただきまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下の20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、52ページ、53ページをお願いいたします。

上段の22款1項市債、6目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして歳出でございます。

はねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

上段の2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費、補正予算額は5億5,195万円でございます。内容につきましては、55ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。行政改革推進事業で、ICT活用推進事業86万8,000円でございます。

なお、事業目的など、詳細な内容は、別冊の令和2年度9月補正予算説明資料9ページに掲載してございます。

その下、財政調整基金管理事業5億4,049万9,000円、公共施設整備事業基金管理事業1,058万3,000円でございます。

続きまして、別冊の令和2年度9月補正予算説明資料をお願いいたします。説明資料の4ページをお願いいたします。

一般財源調でございますが、最上段の10款地方特例交付金、11款地方交付税は普通交付税、19款繰入金は財政調整基金繰入金、20款繰越金は前年度繰越金。

5ページをお願いいたします。

最下段の22款市債は臨時財政対策債でございます。

先ほど申し上げました9ページを御覧いただきたいと思います。

ICT活用推進事業でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大薮委員　おはようございます。よろしくお願いいたします。

55ページのほうの財政調整基金のところとスクラップ&ビルドの関係のお話をちょっとお聞きしたいんですが、今回、まず一つが新型コロナウイルスに関して財政調整基金をどれぐらい使われたかということの一つ。それから、令和3年から令和4年、令和5年にかけて8億円というスクラップが行われます。これが万が一、この8億円がうまくいかなかった場合、そんな場合、

シミュレーション、当然これはやっておいでだと思いますが、やっぱり市民への説明をどのようにしていったらいいのかというところで見解をお聞きします。よろしくをお願いします。

○行政経営課長　今回の新型コロナウイルスに關しましての財政調整基金約1.4億円を投入してございます。スクラップにつきましては、令和3年度8億円ということで現在取り組んでおりまして、もともとこのスクラップ&ビルドの考え方というのは、従前より持っておりまして、効率的な財政運営ということで、健全な財政運営と市民サービスの確保ということで、バランスを取りながら運営していきたいという観点でございます。

これに關しましては、現在、取組を引き続き行っている状況でございますので、具体的にそのシミュレーションということで、8億円達成しなかった場合というシミュレーションは現在行っておりません。まずは8億円をスクラップ&ビルドの中で達成するというところで、懸命に取り組んでいるという状況でございます。

○大藪委員　関連です。

実際に、年度末にこの財政調整基金というのはどれぐらいを見込んでみえますか。

○行政経営課長　財政調整基金の残高見込みでございますけれども、令和元年度末の財政調整基金の残高につきましては、約10億4,000万円でございます。今回、補正予算にも上げさせていただいておりますとおり、積立てということで5億4,000万円積立てを行う予定でございまして、今現在の時点で、帳簿上、15億4,000万円ほどあるという形になってまいります。

ただ、年度末に關しましては、今後、補正予算、12月補正、3月補正ということで組んでまいる予定のものがございまして、年度末の見込みといたしましては約13億円ということで、現在推計を取っております。

○委員長　大藪委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それではすみません、私のほうから少し。

I C T活用推進事業についてなんですけれども、自動応答をA Iにやって

もらうということで、県内の自治体が共同で39市町村がやるということなんですけれども、委託料ということなので、委託先というのは、あいちAI・ロボティクス連携共同研究会というところに委託するということなんでしょうか。委託先はどこになるのかということと、もう一つは、それぞれの応答サービスには自治体独自のものが必要になってくると思うんですけれども、県下統一ということのほかにも、自治体独自のものをどんどん入れていかないといけないんですけれども、そういった仕様はどこでやられるのか、ちょっとそれを教えていただきたいと思います。

○行政経営課長　　まず、委託先ということでございますけれども、これは県の共同研究会ではございません。県の共同研究会にて各自治体が集まりまして、選定しました事業者という形を予定してございます。

あと、自治体独自のQ&Aということですが、独自性が必要ではないかということでございますけれども、自治体独自によりまして当然文言の、例えば一つの課の名前、名称自体も違ってまいりますし、そのサービスの内容も独自性が自治体ごとでございますので、この辺りについては、現在Q&Aの作成業務ということで、これから取りかかるところもありますけれども、当然、独自性を持たせるという形で、各担当課のほうの協力を得まして、そういったQ&Aはつくってまいりたいということで考えてございます。

○委員長　　果たして回答が正しいかどうかとかいうことをどこかでチェックしないと、AIに任せておけばいいやということで、全然人の手が、職員の目が入らないということも、それはそれでまた不安だと思いますし、またこういったものにアクセスできない方の対応がおろそかになってしまったりは困りますし、職員の手腕が発揮されるというのは、やっぱり窓口に来られた方との本当に対話、聞き取りの中で、その方がどんなところに困っていらっしゃるのかとか、今どんな問題が市民の間で発生しているのかということや丁寧な聞き取って対応していく、そこで市の職員の力量というのがどんどん向上していくと思うので、こういったAIをお願いして職員の労力を削減することというのは、それは一つの今後の方向かなとは思いますが、それによって抜け落ちていく部分のフォローというのをしっかりと分かっていてやっていくということもしていかないと、市役所全体が市民の実態を吸い取る

力が弱くなっていってしまうようなおそれもありますので、こういった点のフォロー体制というのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○行政経営課長 AI搭載型ということで、それが売りになっておりますけれども、その回答につきましては、出発当初は正確性という点ではやはり精度を高めていく必要があるという認識で、大抵先進自治体の事例とか見ますと、チャットボット形式で対話でQ&Aをやっている中で、最後にこの情報は役立ちましたかということで、「はい」「いいえ」という文言でチェックするというような機能もございまして、実際にそれが役立った情報であるのか、そうではなかったのかということ、これがまたAIの特性で、そこをフィードバックしまして、精度を高めていくという利点がまずありますので、回答につきましては、そういった質問者からのフィードバック情報を基にしまして精度を高めていきたいと。

今回の愛知県全体でやった利点というのは、やはり39市町が同時にこれを導入していきますので、回答数も江南市単独の市民だけの回答数ではなくて、当然加入される、参加される団体の回答というのも参考には当然できますので、そういった点の利点を有効に生かしまして、回答精度は高めていきたいということで考えております。

あと、対応できない方への対応だとか、窓口対話の重要性というものにつきましては、まずこれは市民サービスの利点で24時間の365日、これが気軽に対話形式で問合せできるというのが最大のメリットでございますので、そこについては、既にスマートフォンとか、パソコンとかを活用される方については利便性は向上するだろうと考えております。

御自宅にそういった機種をお持ちでない方に関しましては、当然これまでどおり窓口での問合せということで、決して窓口対応業務を削減するというわけではございませんので、この辺りは併用しながらサービスは継続していくものだなということで考えてございます。

職員の労力削減ということでございますけれども、実際に事務負担の軽減がどのぐらいつながるかというのは、実際に導入した以降、検証していく必要があるかなというふうに考えておりますけれども、コアな窓口対応については、当然これまでも丁寧な説明ということで、今後もやっていくものだな

というふうに考えておりますけれども、軽易な問合せに関する事務の負担を若干でも軽減できれば、そこの部分をコアな質問を受け取る、コアな質問に対応する時間にまた当てられるのではないかなということ考えてございますので、そういったAIの搭載型のメリットを十分に生かしながら、これまでと同様、窓口対応もしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課の審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の48、49ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

中段の17款2項1目不動産売払収入、49ページ、説明欄、総務課分、土地売払収入1,058万3,000円でございます。

はねていただきまして、54、55ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の2款1項6目行政事務費、55ページ、説明欄、私有財産管理事業78万5,000円の増額をお願いするものでございます。

令和2年度江南市9月補正予算説明資料の8ページ、10ページには位置図を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○中野委員 議案書の55ページの委託料の62万2,000円なんですけれども、少しは金額が高いのかなあという気がしていますので、まずちょっと面積をお聞きしたいんですが。

○総務課長 公募面積で申し上げますと、884.44平方メートルでございます。

○中野委員　今後、これはどのように売却のスケジュールをしていくのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○総務課長　まず、土地の鑑定につきましては、議決後、早い時期に実施していきたいと考えております。測量につきましては、現在、建物が現場では建っておりますので、その解体工事の進捗に合わせまして測量のほうを進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

そして、建物の解体につきましては、環境課、防災安全課がそれぞれの施設のほうを持っておりますので、その解体工事が本年の11月中旬以降、解体の工事が進むということですので、完了が来年の2月上旬ということで、それぐらいまでには測量のほうを完了する予定でございます。その後、公募して、売却のほうをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○中野委員　説明書を見ると、随分地形が悪くて、ついている接道の道もかなり狭いので、売却できるのかなあというのがちょっとあるんですけど、その辺の当てというか、その辺の見解はどのようにお持ちなのか。

○総務課長　位置図を見ていただくと、周りは割と住宅が多いところでございますので、何とかこういった住宅業者、建設業者の方に買っていただけないかというふうには想像はしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○中野委員　かしこまりました。

○委員長　総務部長からあります。

○総務部長　今の旧清掃事務所等の売払いにつきましては、委員会が終了後、委員協議会のほうでまた少し御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひをいたします。

○委員長　というようなことですのでお願ひします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続きまして企画部市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　続きまして、市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の46ページ、47ページの中段をお願いいたします。

歳入でございますが、46ページ、47ページの中段でございます15款2項1目総務費国庫補助金の2節戸籍住民基本台帳費補助金でございます。

次に、歳出でございますが、少しはねていただきまして、議案書の56ページ、57ページをお願いいたします。

上段でございます住民基本台帳等事業の住民基本台帳システム改修事業でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　　57ページの説明欄のところで、システム改修委託料については分からんでもないんですけど、この14のネットワーク配線工事費115万5,000円、これはどんな工事をされるんですかね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　ネットワーク配線工事費でございますけれども、今回の改修につきましては、住基ネットと戸籍システムへの情報の連携が必要になる業務でございます。現在、その情報の移行についてはUSBの媒体を介して手動で行っているものでございますが、今回のデジタル手続法の改正によりまして、住基の移動情報はリアルタイムで連携する必要がございますので、住基ネットから戸籍システムへのネットワークを接続するための配線を布設いたしまして、接続することに関する設定変更をするための工事費となっております。

○河合委員　　例えば、どこからどこまで引くんですか、庁内の場所的には。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　住基ネットも市民サービス課にございますし、戸籍システムのサーバーも市民サービス課にございますので、そこの中を線で物理的に通して接続するものでございます。

○河合委員　　多分、光ファイバーか何かをぴゅぴゅっと張るだけだよ、簡単に言うと。ちょっと高いかなという思いがしておるんだけど。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 物理的な線の部分と、あと設定変更のときに、それを行っていただきます人件費もそこに含まれておりますので、このような金額になっているところでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防長 消防本部消防総務課の補正予算を御説明申し上げます前に、今回の救急車の事故につきましておわび申し上げます。誠に申し訳ございません。日頃から事故防止のために安全管理の徹底に努めておりますが、改めて事故防止に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、消防本部消防総務課所管の補正予算につきまして、御審議よろしくお願いいたします。

○委員長 では、補足説明をお願いいたします。

○消防総務課長 消防本部消防総務課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳入について御説明申し上げますので、議案書の50ページ、51ページをお願いいたします。

中段にございます21款5項2目11節雑入、所管は消防総務課で、45万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

51ページ、説明欄をお願いいたします。

内容につきまして補足して御説明申し上げます。

令和2年9月定例会、報告第8号 和解についての専決処分についてにより御報告させていただきました令和2年1月17日の救急活動中の事故によります救急車の修理に伴う保険金といたしまして、市が加入しております全国市有物件災害共済会より、全額、自動車損害共済災害共済金として受入れをするものでございます。

以上で、消防本部消防総務課所管の補正予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　　専決処分書を見ると、停車していた救急車にトラックが勝手に動いてぶつかってきたと。だから、停車しておる車にぶつけられたんだから、100・ゼロじゃない、通常。何でこんな数字になる。

○消防総務課長　　少しまた補足になりますが、事故の内容につきまして御説明させていただきます。

今、言われますように、この事故につきましては、まず日にちですが、令和2年1月17日の午後6時23分頃になるんですが、場所にありますのは、江南市力長町観音寺12番地、市営力長住宅の西側にございます信号付交差点、力長北という信号の南進方向にまず相手方の傷病者が乗っておりますトラックが停止しておりました。そこへ救急要請を受けまして、東分署隊の救急車が出向きまして、トラックの前方に停車して活動を始めます。

ですので、救急車の乗車としては、隊員は活動しますので降りている状態で無人でございます。相手方のトラックですけれども、隊長がその傷病者を確認するために、運転席のドアを確認したときに、意識障害のある方でして、そこでまず活動としては、鍵が車についていて、エンジンは止まっていると判断したそうです。それは音とかということ判断してなんです、交通量がいったもんですから、実際にエンジンが停止したかどうかというのは、結論としては定かではありません。

ということで、警察のほうも当時は立会いをしてもらいましたが、救急車がまず無人であった、そしてトラックのほうも意識障害を伴う傷病者ということで、責任はちょっとどうも取れないという民法的なものがどうもございまして、そういったところから、まず交通事故ではないというふうに警察のほうから言われ、車の修理については保険会社同士の介入でやっておったんですけれども、結論的に双方の車の修理は、双方それぞれが負担して修理する自損自弁という形でできないかという提案がございました。私どもとしましても、やはりそういう決断をするには、消防本部だけではできませんので、市の顧問弁護士にも2回ほど相談させていただきまして、自損自弁ということで妥当だろうというアドバイスをいただきまして、このような形になりま

した。

また、日にち的に8月12日に示談が成立しておるんですけれども、この件につきましては、相手方の傷病者が意識障害で入院されていたということ、また年度末には新型コロナウイルスの状況、また保険会社がその方に接見できないというような状況ということで、8月12日の示談になったといういきさつでございます。

○河合委員 分かりました。

○大藪委員 よろしくお願ひします。

その事故のことについていろいろ詳しく私もお伺ひしたんですが、起きてしまったものはもう仕方ないですから、十分反省なさってみえることだと思います。その後、あれから日付がたっていますよね、説明を聞いてから。その後、どのような対応されたか教えてください。

○消防総務課長 実働隊としましては、救急隊員ということで、所長のほうにもその対応としてしていただいております。事故後の対応といたしましては、救急現場における安全確保の徹底をするために、傷病者が緊急度がちょっと高い傷病者であっても、まず確実に事故車両の停止を確認する。具体的に言いますと、エンジン停止の確認の徹底、それから輪留めの措置、それからパーキングブレーキやシフトレバーの位置、そういったものを全て確認してから傷病者に接触し、救急活動を実施するように指示をもらいました。

また、前日にアドバイスいただきましたハンドルを左に切って、もし動いたときには左側の路肩に停車するような対策もアドバイスとしていただいておりますので、そういったことも踏まえて、安全確認を確実に行うということで徹底させるということで職員に指示を出したということで聞いております。

○大藪委員 ありがとうございます。

○片山委員 ちょっとごめんなさいね。私、ちょっとまだ把握が、今分からなくて、これはトラックの運転手は、その当時、意識障害ということは、救急車が到着したときはもう意識がなかったということなんですよ。これは誰が通報したんですか、そのトラックの運転手ということですか。ごめんなさいね、私が把握できていないもんですから。別にこの結果に対してどうこ

うというわけじゃないんですけどね。

○消防総務課長 通報については、傷病者本人ではなくて、第三者の方が通報に至ったということで聞いております。

○片山委員 分かりました。大体状況は分かりました。大丈夫です。

○野下委員 ちょっとそれに関連するんですけど、もう聞いたかも分かりませんが、救急車は、今回、そのトラックがすうっと来てぶつかったということですけど、トラックのスピードがもし出ていたら、救急車はそこで済まんケースがあるんでしょうけど、救急車はこういう事故現場のときには、前に止めると、そういう形の危険性があると思うんですけど、普通は前か後ろかどっちに止めるんですか。

○消防総務課長 全ての事案ではございませんが、前方に止められない現場もございます。ただ、今回の現場のように、交通量が多かったりということで、次のことも考えますと、やっぱり今回、救急車が前に停車したことによって、例えば市民の方を巻き込んだ事故にはならなかった、また別の第三者の車のほうに接触に至らなかったという意味では、部署位置としては、本当に被害を最小限にする意味では、こういうようなケースというのは救急の隊長の判断として多いかなあというふうに私は思っております。

○野下委員 ということは、絶対に前に止めちゃいかんとか、そういうことはないということになってくるんですよね。

○消防総務課長 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防署長 それでは、消防本部消防署所管の補正予算について御説明を申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の72、73ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項3目消防署費、所管は消防署で67万1,000円の

増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、73ページ、説明欄をお願いいたします。

防火水槽整備・維持管理事業におきまして、防火水槽の修繕料67万1,000円の補正をお願いするものでございます。御参考として、別冊の補正予算説明資料の12ページに位置図を掲げております。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　1点だけ確認。

補正前が70万円で、補正後が137万円ということで、ほぼ倍なんだけど、こんなに高くなった理由をちょっと。

○消防署長　今回、補正をさせていただくのは、当初、防火水槽修繕料として70万円の予算が上がっております。その前に、防火水槽周囲のコンクリート舗装ということで、事前に昨年度に1か所、防火水槽の上に小屋が建っております。その小屋を解体するというのがございまして、その解体に伴って、その土地の所有者の方がその周りをきれいにしていただきたいという依頼がございまして、その修繕に36万3,000円を使用している関係で今回の補正をお願いしたわけでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時15分　休　憩

午前10時15分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

議案第64号 令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についての
うち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

○委員長 続きまして、議案第64号 令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に、議会事務局議事課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○事務局長兼議事課長 それでは、議会事務局議事課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、歳出をお願いいたします。

決算書の一般会計歳入歳出決算事項別明細書の94ページ、95ページをお願いいたします。

94、95ページの上段から、はねていただきまして98ページ、99ページの中段、総務費の前までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　私のほうから1点確認をさせていただきたいと思います。

成果報告書の323ページ、議会広報事業ということで、議会のホームページへのアクセスと、とりわけ議会映像中継へのアクセス数が令和元年度になって急激に増えたというような報告になっておりますが、この原因をどのように分析をされているのか、そして会議録システムの周知を図って、より見やすいシステムとなるよう検討する必要があるとありますが、より見やすいシステムということは、現在の会議録システムに少々問題もあるというような認識でこのような記述になっているのでしょうか、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

○事務局長兼議事課長　今お尋ねの件についてでございますけど、特に見やすくないというような認識を持ってはおりませんが、さらによりよくするためにいろいろ検討をしておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長　アクセス数の増加については。

○事務局長兼議事課長　アクセス数の増加につきましては、ちょうど議員の改選期に伴って、メンバーが替わられて、そういったところも一つあるかなと思います。もう一つは、スマートフォンでもこういった会議のほうでネット中継を見ることができるようになったものですから、そういったところも原因であるかなというふうに思っております。

○委員長　ありがとうございます。

質疑も尽きたようでありますので、続きまして企画部地方創生推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○地方創生推進課長　地方創生推進課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の64ページ、65ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

下段の13款2項1目1節総務管理手数料、備考欄、地縁団体証明手数料で
ございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

下段の16款1項2目1節利子及び配当金、備考欄5行目の地方創生推進課
の江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段やや上の17款1項1目1節総務管理費寄附金、備考欄、ふるさと寄附
金でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

中段やや下の20款5項2目1節市町村振興協会基金交付金と、その下の2
節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

20款5項2目11節雑入、89ページの備考欄は上から6行目になります。地
方創生推進課の市勢要覧売捌収入から、その4行下の有料広告掲載料までで
ございます。

続きまして、98ページ、99ページをお願いいたします。

以下、歳出でございます。

下段の2款1項1目の地方創生推進費でございます。そこから102ページ、
103ページの下段、備考欄では、秘書政策費の手前、地域連携事業までで
ございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞ
よろしく願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員 99ページのシティプロモーション事業の中に広報紙の発行事業
等ございます。ここで尋ねていいものかどうか、ちょっとお尋ねしたいんで
すけれども、例えば他市町村を見ますと、実際に広報などを外部委託、業務
委託しているところもあるというふうに聞いています。実際に、例えばそう
いう比較というのは過去にされた経緯はございますか。

○地方創生推進課長 比較ということで、他市町の状況というのは、いろい

ろ把握はさせていただいておりますけれども、やはり市の職員がやっているというようなところの市町村が多いというような状況はつかんでおります。市の広報ですので、どちらがいい悪いというのはないんですけれども、市の職員が作成していくという方針で今はやっておるところでございます。

○大藪委員　ありがとうございます。

こういったシーリングを含めて、スクラップ等をしていかなきゃいけない昨今、こういった内容についても、僕が知っているのは犬山市のケースなんですけど、今は市のほうがやっていますけど、過去に民間に委託されたときに、費用面で随分やっぱり安くできたというところをちらっと聞いております。今後、こういったところも少し考えの中に入れられたらいいのかなというふうに思ったので質問させていただきました。よろしく申し上げます。以上です。

○片山委員　成果報告書の311ページの辺りなんですけれども、多目的活動室の利用状況という形なんですけれども、これに関して、182団体、1,751人という実施の内容が書いてございますけれども、基本的に私が聞きたかったのが、同じ団体がコアに使っていたのか、平均的に使っていたのかなというのがもしデータが分かれば教えてほしいんですけどね。

○地方創生推進課長　もちろんたくさんの方に使っていただいておりますということで、複数団体に御利用いただいておりますけれども、もちろん何回も使われる団体というのもございます。あと、この中には、土曜日にパソコン教室ということで、尾北シニアネットにお願いして、初心者パソコン教室を開催しておりますけれども、そういった団体の方も、月ですと4回ぐらいやっていただいておりますので、延べにすると四十数回がこちらの中に入っておりますということで、そういった意味では、ある一定の団体も多いということもございますけれども、広く御利用いただいているというふうに考えております。

○片山委員　そうですね。私も今回ちょっと一般質問でも関連のやつでさせていただいたんですけど、やはり使っていないところと使っていたところというのも、地区、団体によってあると不公平さがあるのかなと思って、私も知っている方たちはほぼ使っていないという状況だったものですから。この

多目的活動室の利用という形に関しても、皆様にもいろいろなよさとかをぜひ知らせていただいてという形でお願いしたいと思います。以上で結構です。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○野下委員　じゃあ1点お願いします。

主要施策の成果報告書の273ページのところに表がありまして、広聴事業というのがあって、令和元年度が平成30年度と比べて異様に高いんですね。決算書を見ますと、101ページのところに広聴事業というのがあって、市長への手紙事業というのがほとんどこの事業費になっているんです。ということは、令和元年度はこの市長への手紙の印刷等とか、それが非常に活発になったというふうに認識してよろしいんですか。

○地方創生推進課長　市長への手紙の事業につきましては、2年に1度、印刷をかけておりまして、令和元年度、令和2年の1月に印刷をかけたわけでございますけれども、そちらのほうで平成30年度と比較して増えているというような状況でございます。

○野下委員　ということは、ちょうど印刷の年度に当たったと、市長への手紙が非常に多くなったという意味ではないということですね。

○地方創生推進課長　決算の額としましては、市長への手紙の印刷という部分で、その分が増えているということでございます。手紙の件数としましては、平成30年度と比較しまして若干、令和元年度のほうが増えているという状況でございますが、決算額に関しましては印刷製本費ということでございます。

○河合委員　成果報告書の274ページ、地域協働の促進ということで、この成果状況を見るとなかなか伸び悩んでおるということで、市長はとにかく地域コミュニティーが大事にしていこうということで打ち出してみえるんですけど、なかなか伸びてこないということで、実績を見ても、目標566件に対して487件という状況で、今後どういう政策をやって増やしていくのか、どう思いますか。

○地方創生推進課長　こちらの指標につきましては、実績値として487件、これの内訳でございますけれども、区、町内会、それからNPO・ボランティア団体、消防団、PTA、交通安全パトロール、老人クラブ、子供会とい

うことの合計数で指標をつくっておるわけでございます。NPO・ボランティア団体につきましては、平成30年度と比較しまして若干の増はございましたけれども、やめられる団体もありますし、新たに登録される団体もあったということでございます。

その中で、一番減少といいますか、伸び悩んでいるというのが老人クラブの数でございます。やはり定年の年数の延長ですとか、ライフスタイルの変化ということで、なかなか老人クラブのほうに加盟されるという方も今少なくなっているというような状況でございます。なかなか根本的に解決する手だてというのは、正直なところ、難しいかなとは思っておりますけれども、やはり自助・共助・公助という中の共助という部分もございますので、平時からそういった地域とのつながりというのは大事にしていきたいというふうに思っております。地道ではありますけれども、こういった活動を支援できるようにやっていきたいというふうに思っております。

○河合委員　　今、くしくも老人クラブと言われたんですけど、とにかくがた減りですよ、老人クラブの会員数も。それと子供会もそう。とにかく老人クラブと子供会の立て直しをしないと、もう減る一方ですよ。だから、その辺のところをやっぱりもう政策論できちっと方針を立てていかないと、これは減る一方だと思うんですよ。

老人の人口は増えておるのに、老人クラブの加盟者は物すごく減っておるわね。子供会も同じこと。もう多分、加入率は、子供会なんて40%を切ったでしょう、30%台というぐらい組織率が非常に下がっておると。これは大きな問題ですので、課は違うんだけど、子供会もそうだし、老人クラブもそうだけど、やっぱりもう一度きちっと立て直さないと、この先、減る一方ですので、ちょっと努力をしていただきたいなと思います。

○中野委員　　決算書の103ページの地域団体支援事業、今これが2,500万円ぐらいの予算がついているんですけども、本当に区長の成り手がいないという御相談を各区からお聞きしております。今回、新型コロナウイルスで総会とかを開催するにもいろいろ市のほうに相談しても、下部組織ではないので、そういった判断は区のほうに任せていると。かなり地元の重鎮からはやれとか、新しく来た方からはやめてほしいとか、本当に区長は板挟みでかな

り御苦労されていたという現状があって、具体的に今、市がこういう区に対してどういう支援をされているのか。

あと、事務がかなり煩雑で、なかなかそういったところも相談してもうまく相談に乗っていただけないとか、そういったこともあって、あとは区長もだんだん今定年が上がってきて、そういう成り手がいないというところもあるので、その辺をどのようにお考えかなと思ひまして。

○地方創生推進課長　今、おっしゃられるように、区の役員の成り手不足、なられる方が少なくなってきた、毎年度、次期役員を選出するというのに御苦労されているということの御相談をよくいただくようになっております。区長の御負担の軽減という意味で少し申し上げますけれども、例えば広報「こうなん」の配付等につきましては、やはりページ数の削減ですとか、回覧文書の削減ということで、少しでも負担を軽減できるように今取り組んでいるところでございます。

それから、例えば我々のほうでNPO・ボランティア講座というような講座も開催をしております、そういったものの中で地域で困っているようなことというようなことでいろんな方に集まっていたいただいて、お話し合いをしていただいて、その中で何か解決策というようなものを見いだしていただくような、そういった講座のほうも開設をしております。

おっしゃられるように、成り手不足ということは、近隣のほうも同様な状況でございまして、過去に近隣市町へうちが連絡して確認させていただいたことがあったわけですが、江南市と同じように、なかなか打開策となるような施策はないと。自治会の主体的、自主的な決定に向けたアドバイスをやっている程度しかできないのが現実だというようなことで聞いております。いずれにいたしましても、区長たちの負担の軽減につながるように、これからもやっていきたいと思っております。

○中野委員　今、区長の仕事の中で、道路の補修の要望だとか、水道だとか、水道管だとか、そういう要望活動が結構あると思うんですけど、この間の一般質問で石原議員とか、LINEを使ったような要望等があったと思うんですけど、今スマホで写真を撮ると場所も多分何かリンクしてできるので、LINEとかで要望をできるようにするとか、何かもうちょっと、かなり地区

の方からそういう要望等も多くて、そういう対応だけでもかなり苦勞されているということもあったので、そういう要望活動の負担を軽減するとか、そういったことも今のICT、これから60歳前後ぐらいの方だとかなりそういうことも得意というか苦手意識も減ってきていると思うので、そういうことの活用を検討していただけたらとか、今もう本当に70歳ぐらいまで働かされているので、本当に狭間の世代が区長になっていただけないって、毎年2月ぐらいになると、何人か当たっても全部断られるとか、そんな状況でかなり本当に苦勞されているので、そういうちょっと要望等の軽減というのは検討していただけないかなあとと思うんですけれども、要望で終わっちゃうのかな。

○地方創生推進課長　　今、おっしゃられましたように、市民の皆様からの通報ということも一つでございますので、そういった方法も導入できるように検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ないようでしたら、すみません、私のほうから1点だけ質疑させていただきます。

決算書の103ページの下のほうなんですけど、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業ということで4,544万4,000円決算で上がっていますが、このまち・ひと・しごとというのは、この令和元年度で決着をつける5年計画の最終年度で、要するに人口減少社会を食い止めるんだということで、地方創生戦略ということで、鳴り物入りで計画の策定から、とにかく人口減少にストップをかけるための政策を頑張ってやっていくということで、計画策定時は非常に意気込みとかあったわけなんですけれども、その後、なかなか出てこないというか、表面に。

一応、戦略委員会もあって、その後の進捗状況の検証とかもされているんですけれども、実際、令和元年度末で終わってどうだったかというのが全然見えないということで、まとめの冊子も何か出ているようなんですけれども、なかなか周知されていないもんですから、説明できる範囲で結構ですので、5年のまち・ひと・しごとは結局どうだったのか、特に人口増は果たせた、

きっかけはつかめたのかとか、出生率アップとか、そういったものはどうだったのかということについて説明をしていただきたいと思います。

- 地方創生推進課長　　まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、今おっしゃられましたように、人口減少に歯止めをかけていくということで、日本全国の自治体がつくられたということで始まっております。平成27年度から令和元年度までの計画ということで、まち・ひと・しごと創生総合戦略としましては令和元年度で終了しているということでございます。

確かに人口のほうは若干減ってきていると。もうこれは人口減少が江南市のほうも入っているということで、そちらのほうを何もしなければ落ち込みが激しいということで、なかなか即効性の施策というのは打てないかもしれないんですけれども、ここでまず人口減少が始まっているんだよというような、皆さんに認識を持っていただけましたし、これから取り組んでいくということで、まず5年間を始めたということでございます。

結果としまして、人口は若干減っておりますが、それでも歯止めのスピードには若干のストップがかかっているのかなというふうに思っております。第6次の江南市総合計画のほうに、そういった人口減少を食い止めるというような理念は盛り込んでおりまして、今後は総合計画を推進していく中で、さらに人口減少に歯止めがかかるような施策を打っていきたいというふうに思っております。

- 委員長　　すみません。出生率アップのほうはどうなったでしょうか。
- 地方創生推進課長　　目標を立てておりますが、なかなかそこまでは出生率の改善には至っていないということでございます。これにつきましても、なかなか江南市だけでは出生率を上げていくというのは難しいというふうに思っております。国を挙げて取り組んでいかなければならない問題だというふうに思っております。ただ、江南市としましては、やはり子供を産み育てやすいまちということで取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

- 委員長　　ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、暫時休憩をいたします。

午前10時42分 休 憩

午前10時57分 開 議

○委員長 すみません。ちょっとまだ時間ではありませんが、おそろいですので始めさせていただきます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

秘書政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明させていただきます。

令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の88ページ、89ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

20款5項2目雑入、11節雑入で、89ページ中段やや上、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から平成30年度分地方公務員災害補償基金負担金精算金まででございます。

続きまして歳出でございます。

102ページ、103ページをお願いいたします。

下段、2款1項2目秘書政策費でございます。こちらから少しはねていただきまして110ページ、111ページ、市民生活費の前まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 成果報告書の279ページ、人材育成事業で、今回、宮田議員が一般質問で行われましたが、平成30年は280万円程度の人材育成の費用を取ってありますが、令和元年度だと190万円、約100万円程度減額になっているんですが、これのまず理由をお聞きしたいんですが。

○秘書政策課長 まず、人材育成事業の中で、自治大学校受講交付金が減額になっております。こちらのほうは、自治大学校を3年に1度受講するという形に変わりましたので、その関係で負担金が減っております。その他研修

については、数々いろいろなメニューの中でやっておりますけれども、事業費のかかる、負担金のかかるものとそうでないものとございますので、その関係で金額的には若干少なくなっております。

○中野委員　今後、人材育成のほう、一般質問の中でも重要だというふうに答弁があったんですが、今後、この辺をどう強化していくのかお聞きしたいんですが。

○秘書政策課長　研修については、特にやらないというわけではございませんでして、当然、職場の中の職場内の研修、そして職場外の派遣研修、また自己啓発という形でそれぞれ研修のメニューがございます。職場外研修というのは、やはり他市町に行ったり、いろんな職員との関わりの中で自分自身が成長できるものとしておりますので、派遣希望の職員がおりましたら積極的に研修のほうに行かせたいとは思っております。

○中野委員　ちょっと余談になるかもしれないんですが、先ほど消防のほうで事故の話もありましたが、私もふだんちょっと運転していると、右折しようとしたときに信号が変わって矢印が出たときに、公用車のほうがまっすぐ突っ込んできて、ちょっとひやとしたときがあったんですが、そういうところで交通安全の安全対策とか、その辺ってどのようになっているのかを、徹底されているというふうによく聞くんですが、やっぱりふだん運転していると、公用車、消防のほうもそういうのがちょっと目につくというか、気がするんですが。

○秘書政策課長　そういった交通安全に関する研修につきましては、昨年度2回ございまして、安全運転講習という形で、実際、江南自動車学校のほうに出向きまして、新規採用職員及び、何らかそういった事故等があった職員については講習を受けております。また、交通事故防止講習会として、一般社団法人になりますけれども、愛知県の交通安全協会のほうで主査級以下の方が講習を受けております。

○中野委員　要望なんですけど、いつもこのような答弁で、なかなか庁内徹底がされていないなあという気がちょっとしますので、その辺の徹底を再度よろしく願いいたします。

○河合委員　今、秘書政策課長の答弁で、自治大学を3年ということは、3

年に1人しか出さないということ、今までは毎年、2年。

○秘書政策課長　今まではずっと1人ずつ、毎年1人ずつ派遣しております。これからについては、3年に1回というルールの中でやっておりますが、非常に内容も濃いものでございますので、その辺りは、今年度、自治大学校へ派遣する予定になっておりますけれども、その者に研修の有効性等を確認いたしまして、かなり有益なものだということでありましたら、またその辺りは変更するなど検討していきたいと思っております。

○河合委員　やっぱり人材育成が一番大事ですよ。自治大学へ行かれた方の感想を聞くと、非常に有効だったと、参考になったと、いろんな人とまたつながりもできたということで、今までたしか、毎年私は派遣しておったと思うんですよ。それが3年に1度ではとてもじゃないけど、やっぱり若い職員もたくさん見えるんだから、そんなに経費がかかるわけじゃないから、1人は必ず自治大学へやっぱり研修に行かせたほうがいいと思いますよ。誰が3年に1遍と決めたか知らんけれども、やっぱりこういうことはやっていかないかんと思うんですよ。

○秘書政策課長　先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、今年度行く予定の職員が1人おりますので、内容等を確認いたしまして、以前からも非常に有益だということは聞いておりますので、やはり職員の今後の糧というのか目標でもある形になると思いますので、ちょっと前向きに検討していきたいと思えます。

○大藪委員　よろしく申し上げます。

決算書の103ページです。総務費のところですね。

職員手当等の金額が4億3,157万8,905円というふうになっています。この金額ですが、102ページの予算現額が4億5,100万円余りになっていますよね。差額が1,902万円、約2,000万円近くということになっています。まず、この主な理由を教えてください。

○秘書政策課長　こちらのほうは、どうしても人件費の予算を組み立てるに当たりまして、予算の編成時期というのが、人件費は12月のときに人件費補正を行います。それ以降についても、育児休業であったり、また産後休暇に入る、もしくは病気になったり、休業に入ったりということがございます。

ので、その分、予算上はそういった職員が復帰するものとして予算を計上する形になりますので、多めにはなってくると思います。その差額がどうしても出てきますのと、あと退職手当の関係で、退職手当は予備分としてちょっと多めに予算を組んでおりますので、その関係上、どうしても執行残というのが出てまいります。

○大藪委員　これは、実際に過去5年ぐらいにわたっての不用額の推移はどんな状況でしょうか。

○秘書政策課長　すみません。ちょっと把握しておりません。

○大藪委員　そうですか。分かりました。

これについて、当局の認識として、この不用額の金額をどのようにお考えかというところをお聞かせください。

○秘書政策課長　予算は、できる限り執行残のないように予算を組み立てるという大原則がございますので、その辺りは大きく乖離がするような状況であれば、再度、補正予算も考えながら、少しでも執行残の縮減に努めていきたいと思っております。

○大藪委員　はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○田村委員　すみません、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、決算書105ページ、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費、7節賃金の金額が8,975万5,980円になっていますが、この金額ですけど、104ページの予算現額では1億783万3,000円が計上されており、結果として不用額が1,807万720円になっています。この理由と、過去5年間の不用額の推移を知りたいです。何でこんなふうになっているんですかと。こういう不用額はどのような認識でおられるのでしょうか。さっきも多めには立てていますとおっしゃっていましたが、お聞かせ願いたいです。

○委員長　先ほどの質疑内容とほとんどかぶっておりますが、過去5年分の推移をという御質疑が2人からありましたので、また後でも結構ですので、分かれば発表していただきたいと思います。

○秘書政策課長　では、それ以外のものについてです。

先ほども少し触れましたけれども、職員の賃金、こちらでの賃金というの

は、職員が急遽退職したりとか産後休暇に入る、もしくは病休に入るというための休職対応分の賃金でございまして、こちらのほうは、急に何があるか分かりませんので、先ほども申し上げましたが、多めに組んでおります。したがって、結果的にそういった対応が少しで済めば、その部分だけ不用額というものは出てきています。こちらのほうも、予算の組み立て方というのをもう少しの実情に見合った形で組んでいきたいと思っておりますけれども、若干、今の賃金の部分になります。今年度については、人件費の中で組む形になりますので、総トータルの人件費の中で少しでも不用額がないように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田村委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 ないようでしたら、すみません、私のほうから1点質疑をさせていただきます。

決算書の104、105ページの下段のほうにあります。成果報告書の313ページにあります布袋駅東複合公共施設（事業者選定）事業で980万1,000円、これはアドバイザー業務委託料の令和元年度分です。令和元年度分のアドバイザー業務というのは、成果報告書の313ページにありますように、図書館の移転を踏まえた基本計画の見直しとか、要求水準書、実施方針などの精査、そして3番目に上げてあります市の財政負担額の算定、債務負担行為の額の決定ですよね。それと、あとは選定委員会の運営とか、選定基準の作成とか、こういった一番重要な部分が昨年度の業務委託の内容だったかと思えます。

現時点では、もう業者、優先交渉権者まで決定して、その提案内容まで私も議員は詳しく知ることができていて、今ははっきり言えることは、私の思いなんですけれども、明らかにこの3番目にあります市の財政負担額の算定という、予定価格の設定の部分があまりにも高過ぎた。維持管理経費も含めてですけれども、43億円の施設整備費も含めて、予定価格の設定があまりにも高くて、それが今日の事態を招いていると思います。江南市の財政状況から考えて、やっぱり本当につつましく最低限の必要な内容にとどめるべきだ

ったのに、そうはいかない、そんな結果を招いたのがこの予定価格の算定の部分に最大の原因があるかなと思っています。

アドバイザー業務は、ずっと一貫して八千代エンジニアリングにやってもらっているわけですが、ずうっと市当局は今の担当者とは違う方々だったんですけれども、要するにコンサルタントに聞いてみるという言葉がすぐ出てくるように、コンサルタントに聞かないとなかなか自分たちの判断で答えられない部分、分からない部分があまりにも多過ぎたんじゃないかと、遠目に見ていてそう思わざるを得ませんでした。

コンサルタントというのは、やっぱり市がお願いして、この事業をやっていくための一番頼りになる、市の利益を最優先での立場で、業者とか、いろんな計画策定をしてもらわないといけないんですけれども、結果的に私の感想ですけれども、本当に江南市の利益を守るためにコンサルタントは働いてくれたんだろうかという、非常に大きな疑問が私はむくむくと湧いてきているところです。

例えば、3番の委託内容の中の市の財政負担額の算定ですね。12月議会に債務負担行為の額が提案されました。その時点で、もうあまりにも高過ぎると思ったわけですが、さらにそれを提案する以前に、市当局はコンサルタントからこの額を示されて、あまりにもおかしいんじゃないかと当然判断されたと思うんですけれども、市の行政内部で検討して、ちょっとこれはおかしいんじゃないかと、コンサルタントにしっかりと見直すように、市の立場を優先して、市の利益を守るためにこれではいけないということをちゃんとやっていただけたのかどうかですね。コンサルタントと市の担当課内部でのやり取りですね。どのようなやり取りの上で、この予定価格の設定というのは決定されていたのか、その記録というのは残っているんでしょうか。残っていたらぜひ公開をしていただきたいと思います。

○秘書政策課長 交渉記録については、電話等のやり取りの細かいものについては、特に交渉記録としては残しておりませんが、最終確認で、こういった方針で行きますよというものについては、文書でもってお互いに双方漏れのないように確認しております。

アドバイザー契約の部分が恐らく非常に金額に見合った内容ではないん

じゃないかというような部分もあるかとは思いますが、今回初めての試みでございまして、今回も調整する中で、建築的なものとか財務的なもの、特に法的なものについては、やはり全てこちらで一からやろうと思うと時間がかかりかかって、それが果たして合っているかどうかというようなこともありますので、アドバイザリー業務の中でその辺のアドバイスをいただくことによって、こちらのほうも再度、再認識するという形が取れておりますので、アドバイザリー契約自体は非常に効果があったものだと思っております。

また、予定価格の内容等については、金額的な話を言いますと、市からの要望とか要求水準に基づいて算定された結果がこういった金額になってきましたので、そちらのほうは高い、安いというよりも、市の提案に合ったものだと、金額設定はされておるもんだと思っております。

○委員長　　すみません。委員長が自分で自分を指しておるんですけども、もう一点、非常に不満が残る答弁なんですけれども、選定委員会の選定基準のところ、募集要項を見て初めて設定基準というのを見て驚いたわけなんですけれども、いわゆるどこの点数を多く見るかというところで、価格の点数配分がたった2割しかないんですね。だから、価格が高くても提案内容で勝っていれば通っていくという、そういった、本当に何でこんなふうな選定基準にしたのか、これも江南市の立場に立った選定基準のつくり方なのかというふうに非常に疑問に思ったわけなんですけれども、これに対して、市はコンサルタントに対してきちんと意見は言われたんでしょうか。

○秘書政策課長　　最低の内訳の基準につきましては、当然、市のほうとアドバイザリー業務先である八千代エンジニアリングとの協議の中で決めております。価格の金額の2割という件については、あくまでもこの事業の提案というのは、性能の部分を見るということで、決して金額を度外視しておるわけではございませんが、主に性能評価の部分を中心に選定する基準としておりますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○河合委員　　今、コンサルタントと決めておるわけやね、点数は。だから、価格は20%で、技術点が80%と。参考までに、新ごみは価格が40%、技術点が60%と、四分六なんです。掛布さんの言われるように、確かに低いなあ、8対2というのは。やはり財政もあるもんですから、やっぱりその辺の

ところは、今までいろんなケースがあるから、確認すれば分かると思うんですよ。大体四分六、もしくは五分五分というのものもあるんですけど、ちょっと今回、指摘のとおりだと思います。質問ではないですけど、そういうことだと思います。

○委員長 答弁よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、御意見ということで。

ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、次に、続きまして市民サービス課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、市民サービス課の決算について御説明申し上げます。

最初に、歳入について説明させていただきますので、決算書の60ページ、61ページの上段をお願いいたします。

13款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課所管分で、備考欄、布袋ふれあい会館使用料及び布袋ふれあい会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

次に、64ページ、65ページの下段をお願いいたします。

13款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料で、備考欄、戸籍手数料から個人番号カード再発行手数料までの6項目でございます。

68ページ、69ページの中段やや下をお願いいたします。

14款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金で、備考欄、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金でございます。

70ページ、71ページの中段やや下をお願いいたします。

14款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

74、75ページの中段をお願いいたします。

15款3項1目1節総務管理費補助金の市民サービス課所管分で、備考欄、

消費者行政活性化事業費補助金でございます。

76、77ページの下段をお願いいたします。

15款2項1目1節総務管理費委託金で、備考欄、人権啓発活動地方委託金でございます。

その2段下の15款3項1目3節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄の人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

88、89ページをお願いいたします。

88、89ページの中段、20款5項2目11節雑入の市民サービス課所管分で、備考欄、地方庁推奨事業費助成金から有料広告掲載料までの5項目でございます。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出を説明させていただきますので、110ページ、111ページ中段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費につきましては、ここから115ページ下段の備考欄、市民相談員事業までとなります。

その下、2款1項4目男女共同参画費につきましては、117ページの上段、備考欄、男女共同参画推進事業までとなります。

148ページ、149ページの中段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、ここから152ページ、153ページの上段、備考欄、住民基本台帳等窓口事業（支所）までとなります。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大蔵委員　よろしく申し上げます。

110ページ、111ページ、総務費のところです。市民生活費の布袋ふれあい会館維持運営事業の中の委託料です。清掃委託料が800万円ほどで、昨年度よりもちょっと増額をしているようです。この理由を教えてください。ちなみに昨年度は774万9,000円です。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　こちらの清掃委託料ですけれども、委託内容につきましては特段変わってはおりませんけれども、関係するとすれば、10月から消費税が上がったことがある……。
- 大藪委員　消費税でこんなに。
- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　失礼いたしました。
消費税分と、あと浴槽及びろ過装置の配管洗浄委託を仕様の中に加えたことによって少し増額になったのが予想されます。
- 大藪委員　分かりました。ありがとうございます。
- 委員長　ほかに質疑はありませんか。
- 野下委員　今のページのところもあるんですけど、成果報告書の281ページのところで、布袋ふれあい会館高齢者対応事業というのが下から2つ目にありまして、これが完了とあるんですね。ほかは全部継続なんですけど、この対応事業というのは何なんですか、これは。
- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　こちらの布袋ふれあい会館高齢者対応事業ですけれども、1階の施設が60歳以上の憩いの場ということで、そちらのほうで浴場ですとか、娯楽の場所ですとか、あと状況に応じて健康相談などとかを行っているんですけども、こちらのほうの事業を完全に廃止したというわけではなく、その下の布袋ふれあい会館維持運営事業のほうに統合させていただいておりまして、事業としてはそのまま実施はしているんですけども、ただ、健康相談とかの関係で看護師を任用はしている中で、血圧とかを測定したりはしていたんですが、平成30年度のときの基金で自動血圧計を買わせていただいたりということで、健康相談に関する御相談が減ったりした反面、手数料を徴収することによってちょっと事務のほうも増えてきた関係がありまして、業務としては引き続き同じようなことは行っているんですけども、事業を統合させていただいた関係で、こちらの高齢者の対応事業としては完了というふうに表示させている状況でございます。
- 野下委員　今のお話ですと、維持運営事業の中に移行されたということで、その事業の中で看護師が出たんですけど、この決算書の中で、高齢者対応事業の多くが臨時職員等賃金という賃金になっておるんですね。この部分がほとんどなんですけど、ここの人が結局なくなるという形になるんですか、こ

の人が看護師か何かなんですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　今おっしゃられました高齢者対応事業の賃金については、予算では看護職2名分の賃金として計上させていただいている分になります。

○野下委員　ということは、今後は看護師はそこには配属しないでということになってくるんですよね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　高齢者対応事業としては完了しましたので、なくなってしまうんですけども、その2つ下の布袋ふれあい会館維持運営事業のほうに、今年度からは看護職の方の賃金も計上しております。ただ、採用人数としましては1名を採用させていただいている状況になります。

○野下委員　分かりました。

○片山委員　市民サービス課というと、本当にこのコロナ禍の中で一番お客様と接するという一番大変な仕事を担ってみえて、本当に御苦労さまでございます。

それで、成果報告書の280ページの課題と分析のところにも書いてあるんですけども、マイナンバーカードの交付が増加しており、来庁者の混雑や手続に時間が長くなっていると。これから、マイナンバーカードの手続等々を含めまして、あとそれから、新型コロナウイルスという形で緊急事態宣言が出たということで、お客様、一般の市民の方もなかなか家から出なかったと。そういった緊急事態宣言等が解除されて、これからどんどんまた増えてくるという可能性もありますよね、十分。訪れる市民の方が増えてくるという可能性もあるんですけども、今の対応で大丈夫、密にはどうしてもなってしまうと思うんですけども、今の対応以外に何か考えられていることはありますか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　今おっしゃられましたように、マイナンバーカードの件数はかなり増えておりますので、今度ちょっと最終日に追加補正予算でコンビニ交付の導入についてとって上げさせていただいたりですか、あと大変やはり今窓口の混雑はございますので、交付の仕方についても改善を少し検討していく必要はあるのかなとは思っている状況

でございます。

○片山委員　そうですね。できるだけ、もちろん市民の方同士も危ないと思うし、市民の方と、それからあと当局の方という、いろんなパターンで考えていっていただきたいと思います。

そもそも、ちょっといいですか、マイナンバーカードの普及率って、今現状、現時点で幾つぐらいになりましたか。ちょっと話が変わっちゃいます、ごめんなさいね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　令和2年8月31日現在になりますけれども、交付枚数としましては、全体で1万6,322枚ということで、人口に対する交付率としては16.25%になっている状況でございます。

○片山委員　増えてきましたね。この調子で、またどんどん増えてくるという可能性はありますので、その対応のほうよろしくお願いします。結構でございます。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○中野委員　決算書の115ページの法律等相談事業についてちょっとお聞きしたいんですが、成果報告書の282ページにも件数がちょっと載っているんですが、すみません、ちょっと初歩的で申し訳ないんですが、まず法律等相談事業のちょっと概要だけ教えていただけますか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　法律等相談事業ですけれども、こちらは弁護士の方による相談を西分庁舎のほうで行っておりまして、実施としましては毎週木曜日、時間としましては午後1時半から午後5時までの時間帯で、完全予約制にさせていただいております、時間としては1人20分ということで対応させていただいております。

○中野委員　成果報告書でいくと、650件目標で495件、大体1か月50件程度に減少しているんですけれども、減少した理由は。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　減少した理由ですけれども、昨年度の実績も498件ということで、実績としましては横ばい状況かとは思っております。

○中野委員　前年はそうかもしれないんですけど、平成28年からするとちょっとずつ減ってきているというか。平成28年は640件あって、昨年は490件程

度で、前年とすると横ばい程度ですけど、これは相談件数が減っても増えても委託料は同額という形ですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 委託料については同額でございます。

○中野委員 平成28年から比べていくと、150件程度減っていているという理由とか何か推察されていますか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 まず、御相談の際に市民相談でまず見える方が多くいるかと思えます。その中で、市民相談の方は特段資格を持っている者ではございませんので、相談内容が専門の方に取次いだほうがいいということだと、そこで御案内をして、法律相談の予約をそのときにしていただいたりというような運用はしておりますので、すみません、現状についてはそういったふうで、振り分けをさせていただいている結果が出ているのかなとは思っております。

○中野委員 そうすると、市民相談で解決しているという理解でよろしいですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 そうです。相談内容で市民相談で終わる部分と、あともしかすると無料の法律相談ではなく、直接そのまま弁護士の方に御依頼をされるという御判断をされる方も見えるかと思えます。

○中野委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑は。

○大薮委員 関連でお願いします。

この件に関して、一般市民の方から、木曜日しか受けられないということで、例えば土・日しかお休みがない方にとってはちょっとつらいなという意見がございます。例えば、毎週木曜日ではなくて、1か月の間、1週でも2週でも結構ですので、例えば土・日に移動されたりとか、曜日の変更されたりということは検討されましたでしょうか、お答えください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 こちらのほうは、愛知県の弁護士事務所のほうとの契約をさせていただいておりますので、またそういった御意見は踏まえまして、委託先のほうと少し交わさせていただいて、可能

であればということにはなるかと思えます。

○大藪委員 件数も、多分そうやって曜日のほうを振り分けることによって件数なども増えると思えます。より一層効果的だと思うので、御検討のほうをお願いします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○河合委員 成果報告書284ページ、江南市は男女共同参画宣言をしておるんですよね。それで、女性の登用率が非常に低いと以前から言われておる。今回も曇りマークになっておるんですけど、これは人事だでいかんけれども、市の職員の幹部というか、課長以上というのか、その登用率はどれぐらいですか。何か減っておるような気がするんですけど、課長の数が。ここではいかなかな、いかなよな、人事だで。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 申し訳ございません。市の職員の登用率については、申し訳ございません、数字を今持ち合わせてございません。

○河合委員 もう通り過ぎてしまったでいかんけれども、企画部長が見えるもんで、担当の。じゃあ、企画部長に聞いてくださいよ。やっぱり、これからは女性の登用率を上げていかないかんと思うんですよ。以前から言っておるように、課長職もそうなんだけど、部長職もおらんじゃんね。やっぱりそこはこれからはずっと考えていかなければいけない。この審議会の登用率ももっと上げないかんと思うんです。目標がほぼ30%じゃ少な過ぎると思う。

たまたま今回、農業委員は1人応募で見えて、いいかなあと思っておるんだけど、ほかの委員会も本当に男ばかりの委員会もあるから、やっぱり女性の登用を考えていかないかんと思う。特に市の職員の幹部というか、そういう方もやっぱり登用していかないかんと思えます。企画部長にお聞きします。

○企画部長 河合委員の御意見はごもっともでございまして、やはり実際に女性の幹部とか課長級を実際昇格等させていくに当たっては、過去からの採用のところもあって、なかなか女性というのは、実際、1回就職した中で一生の仕事というか、そういった形で働かれる方と、やっぱりそうでない方がお見えになります。そうした中で、最後まで一生の仕事という形で定年まで

勤め上げられる方も見える中で、やはり女性ならではの視点での物の考え方、そういったところはやっぱり一番貴重なものであると考えておりますので、今後につきましては、やはり昇格基準等、その職場における年数等も考慮させていただきまして、できる限り女性の昇格等で幹部等への登用を考えてまいりたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

○河合委員 頑張ってください。

○委員長 ほかにありませんか。

○大藪委員 お願いします。

決算書のほうの148、149ページです。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、19節負担金、補助及び交付金の支出額が1,366万8,200円というふうになっております。予算現額が2,584万4,000円になっていて、この差額、すなわち不用額が1,200万円何がしという金額が発生しております。この理由をお答えください。お願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 こちらの執行残についてですけれども、大きい理由としましては、151ページの下段のほうに記載しております通知カード・個人番号カード関連事業の19節社会保障・税番号制度関連事務交付金のほうの不用額が大きかったことによるものでございまして、この内容ですけれども、マイナンバーカードですか、通知カードの交付業務を市のほうが地方公共団体の情報システム機構のほうに委託しておりまして、そのシステム機構が実施したものに対して、市のほうが交付をする費用となっているものでございまして、こちらのほうなんですけれども、当初の予算のときは1,184万9,000円でしたけれども、昨年度、国のほうでマイナンバーの取得促進ということで、公務員の取得勸奨ですとか、あとマイナポイント制度の実施についての周知がございまして、その関係で、国のほうがシステム機構の機能強化ということで、令和2年1月29日時点での請求見込額では、市のほうは2,583万7,000円の支出の見込みの通知があったんですけれども、実際、実績報告が令和2年4月8日にございまして、そのときの市の請求額としては、最終的には1,366万9,000円であったために、残額として1,216万8,000円が執行残ということになったのが原因でございまして。

○大藪委員　　ありがとうございます。

　　ということは、妥当というふうにお考えでいいですか。改善の余地があり
　　そうな感じでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　こちらにつきましては、今申
　　し上げました地方公共団体のシステム機構の実施が、マイナンバーカードの
　　交付業務に加えまして、例えばコールセンターの設置ですとか、システム機
　　能の強化ということで保守を行ったりはありますので、そういったものを全
　　自治体で人口割でやっているものなので、妥当な金額かと思っております。

○大藪委員　　分かりました。ありがとうございます。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

○片山委員　　市民相談事業の成果報告書317ページのところなんですけれど
　　も、法律相談をはじめ、いろんな相談が令和元年だと970件ありまして、こ
　　この相談に関してなんですけれども、困っていることを相談して問題解決の
　　糸口を見つけるという形で、来ていただいた市民の皆様にも実際解決できたの
　　か、例えば解決できたかできなかったという割合はどうやってやるかどうか
　　分かんないですけれども、例えばできなかった場合にまたその後の追跡等を
　　しているのかとか、その辺をちょっと教えてもらってもいいですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　こちらの相談業務ですけれど
　　も、実際に解決されたかどうかまでの追跡は行ってはいないんですけれども、
　　市民相談ですと、やはり同じ方が何回かお見えになるということで、同じ案
　　件での御相談があったりはしますので、また相談内容によっては対応策です
　　とか、あと関係機関への御案内というふうで実施はしているところでござい
　　ます。

○片山委員　　関係機関に御紹介をしたりとか、あとはその方がもし解決でき
　　なかつたら、もう一度さらに申し込むという形ですね。分かりました。結構
　　です。

　　それともう一個だけいいですか。

　　ちょっと関連じゃないんですけど、その隣のページの316ページの消費生
　　活相談なんですけれども、これは平成29年度から非常に484件、平成30年度
　　が619件で、去年が577件という形だったんですけれども、前のページの成果

報告書の282ページのほうにも、消費生活相談の件数と出ているんですけども、これは平成29年が484件です、平成30年度が619件なのにもかかわらず、目標値が300件としてあるのは何か理由があるんですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　こちらの成果報告書ですけども、消費生活センターが平成29年度にセンターとして開設しましたので、それ以降、実際の相談件数が増えている状況はございますが、こちらの成果報告書のところの目標値については、平成28年度の数字とかを基に目標値のほうを設定させていただいた関係がございまして、センター開設後と比べて、少し数字のほうの乖離は生じているものかと思っておりますので、今後については、実績に基づいてまた評価のほうはしていきたいなとは思っております。

○片山委員　そうですね。分かりました。件数が480件の619件と伸びてきたにもかかわらず、目標値が300件というのは大分、あまりにもかけ離れた数字になってしまっているなあというのがありましたので、それであれば結構です。また実績に基づいていろいろと目標値のほうを定めていただけるようお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようですので、暫時休憩いたします。

午前11時49分　休　憩

午後1時08分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の質疑の中で秘書政策課の臨時職員等の賃金の不用額についての過去5年分の資料請求の質疑がありましたので、秘書政策課のほうでまとめていただきました。それをまず配ってから説明をしていただきます。お願いします。

〔資料配付〕

○委員長　すみません、先ほど臨時職員賃金等と申し上げましたが、職員手当と賃金等の不用額です。申し訳ありません。

それでは、担当課から説明していただきます。

○秘書政策課長　午前中、大藪委員及び田村委員のほうから職員手当、臨時

職員賃金の5年間の推移の資料がございませんでしたので、改めて御報告いたします。

まず大藪委員からおっしゃられました秘書政策費の職員手当の決算額及び不用額の推移でございます。

平成27年度は、予算額5億7,657万9,000円に対しまして、決算額が5億6,320万4,356円、不用額は1,337万4,644円でございます。なお、執行率は97.7%でございます。

続きまして、平成28年度でございますが、予算額6億9,761万円に対しまして、決算額は6億7,301万8,574円、不用額2,459万1,426円、執行率は96.5%です。

〔「不用額だけで」と呼ぶ者あり〕

○秘書政策課長 はい。

平成29年度につきましては不用額1,718万4,136円、執行率94.9%、平成30年度、不用額2,437万4,092円でございます。令和元年度につきましては1,977万1,094円でございます。

また、田村委員からありました賃金につきましては、平成27年度は不用額141万8,830円、平成28年度は140万4,945円、平成29年度が60万185円、平成30年度が1,054万2,494円、令和元年度が1,807万7,020円でございます。

○委員長 ありがとうございます。

この資料を見た上で、再度何か御質問ありますか。

よろしいですか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

引き続き、もう一点、市民サービス課から、先ほどの質疑の答弁について訂正があるそうですのでお願いいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 先ほど市民サービス課の決算審査の中で答弁させていただいた内容に一部誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思っております。

先ほど大藪委員からいただきました、布袋ふれあい会館維持事業の中の清掃委託料が昨年と比べて増えている理由について、浴槽及びろ過装置配管洗

浄委託が追加となったと答弁させていただきましたが、正しくは浴場換気扇清掃作業を追加しているため増額となったということでございます。

訂正させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

よろしいですね。

〔「はい、大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、審査を続行いたします。

総務部行政経営課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○行政経営課長 それでは、行政経営課の所管につきまして説明させていただきます。

令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の56ページ、57ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございますが、上段の2款地方譲与税から58ページ、59ページの下段、11款交通安全対策特別交付金まででございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

中段、16款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金で、行政経営課の江南市財政調整基金利子、江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

はねていただきまして、82ページ、83ページの中段、18款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、行政経営課の江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下、19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、92ページ、93ページをお願いいたします。

上段、21款1項市債、4目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

116ページ、117ページをお願いいたします。

上段、2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費から118ページ、119ページの中段で備考欄、公共施設整備事業基金管理事業まででございます。

次に、ページを大きくはねていただきまして、370ページ、371ページをお願いいたします。

最上段でございます。12款1項1目公債費、その下、13款1項1目予備費まででございます。

補足の説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ないようですが、よろしいですか。

では、私のほうから何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、成果報告書の28、29ページのところに、いろいろ財政状況の判断となるべきいろいろな数値が書いてあります。その中に、本会議質疑でも河合委員がお尋ねになっていました実質公債費比率というのが令和元年度になって前年から4.2%から3.9%に下がっていると。その下がった理由が標準財政規模が大きくなったのが主な要因ということ、3年平均ということもあるんですけども、これからいろいろ公債費が増えていく中で、一体どこまでこの実質公債費比率というのが、公債費の在り方というか公債費の多さを継承的に見る判断数値として本当に当てになるものかなというのがちょっと疑問がありまして、お尋ねしたいと思いますんですけども。

いわゆる実質公債費比率というのは、それは国のほうに出さないといけないこの財政の健全化を見る数値ではあるんですけども、この数字を出す計算式を見ると、実際の公債費から公債費の中に含まれる基準財政需要額算入分というのを差っ引いた額が分子であって、分母も標準財政規模から、いわゆる基準財政需要額算入額を差っ引いたのが分母になるものですから、分母・分子ともに、その需要額算入分という、本当にそれが補助金のようにきちんと来る額じゃない、いわゆる需要額算入分というのを引いて分母・分子を出しているものだから、物すごく曖昧な数字になっちゃっているんじゃないかな。それで3年平均ですので、本当に財政が公債費でもって圧迫されているという状況を見るのに、あまりにもちょっと漠然として当てにならない数字ではないかなと思って確認をさせていただきたいんです。どうでしょうか。

○行政経営課長　実質公債費比率の求め方につきましては、先ほど委員おっ

しゃられましたとおり、29ページに計算式のほうが入っております。この求め方は、一応統一的な考え方でもちまして求めているものでございまして、分子に当たる部分の元利償還金の部分でございますけれども、考え方といたしましては、やはり基準財政需要額のほうに算入されると。されているものに関しましては、やはり当市に、全国的にそうでございますけれども、やはりこれは算入されるものであるということで考えてございます。今回、令和元年度が3.9%に改善をされておりますけれども、ここの部分は先ほど言われたとおり分母の部分が増えたということでございます。

今後につきましては、令和9年度の今の第6次総合計画でいきますと、目標額7%ということで設定しております、今後、KTXアリーナの本格的な償還も令和3年度から始まってまいりますし、今後大型の事業につきましても起債を充てていくということになりますので、今後の見込みとしましては、緩やかに上昇傾向に転じていくもんだということで考えております。

○委員長 ありがとうございます。

その実質公債比費率が7%までいくと、現在のいわゆる標準財政規模等がそのまま継続するとすると、各単年度の公債費の額はどれぐらいになるということになるのでしょうか。今は23億円、24億円ですけれども。

○行政経営課長 具体的に7%になった時点でのシミュレーションはちょっと行っておりませんが、例えば過去のちょっと試算でいきますと、KTXアリーナが令和3年度から約1.4億円償還が始まってまいりますけれども、これによりまして、恐らく0.56ポイントぐらいは上昇するんじゃないかなということで見込んでおります。

○委員長 ほかにございませんか。

もう一点だけ確認させてもらってよろしいでしょうか。

決算書の82、83ページのところに繰越金というのがありまして、繰越金が収入済額、いわゆる補正予算額の段階で5億7,295万円だったのが、調定額、収入済額ということで20億1,631万7,299円ということで、一挙に20億円というふうにぼんと来ているんですけれども、これはこれまでなかったような繰越金の増え方なんですけれども、こういった繰越金が急にここに出てきた原因というのはどこにあるのでしょうか。

○行政経営課長　　今の繰越金の前年度繰越金につきましては、これは平成30年度の歳入と歳出の差引き額ということで、形式的収支という形で計上させていただいているものでございますので、例年、この部分については前年度分の繰越しという形で計上させていただいております。

○委員長　　それだけのことですね。

ほかに質疑はないようでしたら。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長　　それでは、税務課の所管につきまして説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書54ページ、55ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

1款市税につきましては、1項市民税から下段にございます5項都市計画課までのうち、現年課税分が税務課所管となります。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

下段の13款使用料及び手数料、2項1目2節徴税手数料で、備考欄にございます証明手数料をはじめ2項目でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

20款諸収入、5項2目11節雑入のうち、備考欄の中段にございます税務課分、コピー等実費徴収金をはじめ2項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

138ページ、139ページをお願いいたします。

下段にございます2款2項1目の税務費、右側の備考欄、人件費等から145ページ上段の備考欄、税諸証明交付事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○大蔵委員　　お願いします。

65ページ関連だと思いますが、使用料・手数料についての考え方なんです

けれども、比較的市の広報ですとかいろんなところを見ていると、この使用料・手数料について、これもある意味、収入である部分が多いと思うんですが、案外江南市ってそういうのを宣伝してみえないなというのが印象で受けるんですね。特にこれから自販機なども、あちこちコンビニが、もう私が知っているだけでも2か所、この後閉店されます。そうしますと、やっぱり自動販売機とか、そういうものの需要って高まると思うんですが、そういったところについて今後どのようなお考えをお持ちか、お尋ねします。

○委員長 大藪委員、自動販売機の設置の目的外使用料のことでしょうか。

○大藪委員 それはここじゃないですか。

○委員長 ちょっと違いますね。

○大藪委員 失礼いたしました。結構でございます。

○委員長 いいですか。

ほかに質疑はございますか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 すみません、私のほうから1点お尋ねしたいと思います。

54ページ、55ページのところに市税の収入済額とか載っております。また、成果報告書の18ページ、19ページのところには前年度との比較があります。法人市民税は、江南市は大変少なくて固定資産税と変わらないぐらいの収入しかないということなんですけれども、その中で、法人市民税の法人税割がこの令和元年度の途中から税率が下がったということがあります。税率が下がったので税額が減るのかなあとと思ったら、決算額を見るとその影響が出ていないということで、一体これはどういうことなのかなあというのをちょっと説明をしていただきたいのと、もう一点は、ごめんなさい、個人市民税なんですけれども、年金生活者がどんどん増えて給与収入の方の割合が減っていているんじゃないかという、一般に漠然と思うわけなので、そうすると、現役世代に比べて年金生活になりますと当然、市民税の額も減ってっちゃうわけなんですけれども、その割には個人市民税の推移を見ると、この令和元年度決算でも減っているということはないんですね。

こういった高齢化の進展に伴う世代、年齢構成、年金生活者が増えていく

というものについて、個人市民税の額への現れ方というのはどんなふうに捉えておられるのか、この2点をお尋ねしたいと思います。

○税務課長　　まず、法人税のほうから説明させていただきます。

委員のおっしゃるとおり法人税のほうですけれども、令和元年10月1日から9.7%であったものが6%になっております。ただ、これに関する減額、法人税の収入額に関しましては、来年度に影響が出てまいりますものですから、令和元年度ではなく令和2年度になります。この時点で令和2年度にかけて出てくるというふうに解釈をお願いしたいと思います。

また、令和元年度の市民税の所得割ですね、特に所得割に関しまして増えたという御感想でございます。確かに増額に関しまして決算ベース、収入ベースを見ますと2.1%増加しております。こちらのほうは給与所得の伸びが大きく影響しているというふうに私たちは、給与所得が大きく伸びたということで、景気の動向に応じて、法人税もそうですけれども給与のほうも伸びたというふうに解釈しております。もちろん将来展望になりますけれども、今後高齢化が進み、そうしますと給与所得者の減少により年金収入者の増というのはもちろん増えてくると思います。そういった場合におきましては、こういった景気の変動には左右されないでしょうけれども、収入に関しましては減る見込みはいたしております。

○委員長　　ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続きまして、収納課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○収納課長　　それでは、収納課の所管につきまして御説明させていただきます。

まず歳入でございます。

決算書の歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

1款市税、1項市民税から、1枚はねていただきまして、56ページ、57ペ

ージ上段、5項の都市計画税までのうち、滞納繰越分に該当するところでございます。

大きくはねていただきまして、次に76ページ、77ページをお願いいたします。

15款県支出金、3項1目2節徴税費委託金でございます。

続きまして、少しはねていただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

最下段、20款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

次に、1枚はねていただきまして、84ページ、85ページ中段、同じく20款5項1目1節滞納処分費、その下、2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

続きまして、歳出に参ります。

大きくはねていただきまして、144ページ、145ページをお願いいたします。

中段少し上、2款2項2目収納費、右側備考欄、人件費等から、はねていただきまして149ページ、上段右側備考欄、納税相談事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 決算書の145ページの23節の償還金、利子及び割引料が5,000万円設定してあって、不用額が2,169万9,226円あるんですけれども、この支出済額は、ここ5年ぐらいでマックスって幾らになるんですか。5年とか10年ぐらいでもあれなんですけど。

○収納課長 すみません、委員お尋ねの収納費のところの歳出の支出済額のこと数年間の一番……。

○中野委員 マックス金額が。

○収納課長 一番大きい金額ということでございますが、申し訳ございません。ただいま手元にございませんで、後ほどということで。

○中野委員 了解しました。

ちょっとすみません、何が言いたいかという、5,000万円を設定してあって2,100万円何がし不用額で出ているので、この5,000万円の設定が適正な

のかなということはお聞きしたいので、マックスがちょっと幾らぐらいだったのかなあという、お願いします。

○収納課長 申し訳ございません。こちらの5,000万円の償還金なんですけれども、こちらにつきましては、現年度ではなく過年度で確定申告ですとか更正によりまして還付が生じた場合、その還付の還付金として返すために組んでいる予算でございまして、令和元年度におきましてはその還付となる原因が少なかったということで、還付として支出した金額が5,000万円の予算のうち約2,830万円ということでございしましたが、こちらにつきましては、その年その年によりまして金額のほうが変わってくるものでございまして、ここ最近で申しますと……。

○大藪委員 多いときでどれぐらいだったですか。

○収納課長 また一番多かったここ5年ぐらいで、またその数字につきましては後ほどお示しさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○中野委員 了解しました。

○委員長 ほかにございしますか。

○河合委員 ちょっとページは分からんけれども、確認だけど、滞納処分した分って、差押えについては今回、今年度というのはありましたでしょうか。あったら何件ぐらい。

○収納課長 差押え、滞納処分ですね。

そちらの件数でございしますが、資料で申しますと成果報告書の321ページ、滞納処分事業、こちらに実施内容ということで表で表させていただいておりますが、令和元年度に滞納処分の差押えをした件数で申しますと842件になります。そして、差押えに対して、それを滞納税に替えた換価した金額で申しますと、約8,686万6,049円でございます。

○河合委員 分かりました。すみません。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 すみません、私のほうから何点かお尋ねしたいと思います。

決算書の147ページの中段より少し下のほうに市税口座振替取扱手数料84万3,300円というのがあります。これは口座振替の手数料のことだと思いま

す。その1個下に収納代行委託料301万6,453円というのがあります。これはコンビニ収納に当たっての収納代行委託料のことではないかと思われるんですけれども、コンビニの収納利用件数というのは、成果報告書の320ページに書いてありますが、目標値はちょっと下回っているんですけれども、令和元年度で4万7,488件あったと。それに対する収納代行委託料が301万6,453円、そういうことでよかったのでしょうか。

○収納課長 委員おっしゃるとおり、この収納代行手数料の301万6,453円につきましては、コンビニ納付に対する委託料でございます。

○委員長 ありがとうございます。

そうすると、その上の市税口座振替取扱手数料84万3,300円は、銀行等の口座からの振替の手数料ということだと思えるんですけれども、これを利用されている件数というのは何件か分かりますでしょうか。

○収納課長 ゆうちょとゆうちょ以外で若干手数料が異なるんですけれども、合わせますと約7万8,145件、口座の引き落としをいたしました。

○委員長 そうすると、7万8,145件で84万3,300円の手数料で、コンビニ収納だと4万7,488件で301万6,453円ということだと、1件当たりに係る払わなきゃいけない手数料・委託料というのは、それぞれ幾らということなんでしょうか。

○収納課長 口座引き落としの場合ですと、ゆうちょ銀行が1件につき10円、ゆうちょ以外の金融機関ですと10円に消費税、令和元年度ですと途中までが10.8円、10月以降が11円となっております。

そして、コンビニのほうでございますが、コンビニのほうは、まず基本料金ということで月に1万円の消費税が発生いたします。あと件数1件当たりということでございますが、これは1件当たり税抜きで56円になっております。

○委員長 すみません、そうすると、今教えていただいた301万6,453円と決算額を4万7,488件の利用件数で割ると、それこそ65円、相当なコンビニ収納のほうが高くなるということで、これまで監査委員が繰り返し意見書の中で、コンビニ収納は高くつくから、便利だけれどもやっぱり口座振替にどんどんしていかないと、コンビニ収納、やすきに流れてはいけないというこ

とを度々おっしゃっていたんですけど、今回なぜか意見書から消えておりまして、なぜかなと思ったんですけども。

コンビニ収納を適度に抑えつつ、収納率も上げながら口座振替を促進するという、そういう取組はされてきたんでしょうか。

○収納課長 口座振替につきましては、市の広報紙のほうに年2回載せさせていただきまして、あとは当初の納税通知書の封筒、あと収納課から発送する催告書なりの封筒にも口座振替を推奨する文言を入れさせていただいております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようですが、もう一点だけ私のほうから。

成果報告書の321ページに、先ほどありました滞納処分事業の事業概要が書かれておりまして、令和元年度は地方税滞納整理機構に収納を委託する最後の年ということで、令和元年度末をもって滞納整理機構はなくなって撤退をしたわけですけども、この換価金額8,686万6,049円のうち、整理機構扱いで換価に至った額というのはどれだけ分かるのでしょうか。

○収納課長 この中のうち滞納整理機構で実施した金額についてですが、8,686万6,049円のうち、換価した金額は1,449万7,428円でした。

○委員長 ありがとうございます。

それで、令和元年度末をもってなくなったわけで、全部市でやることになっているんですけども、どう変わったのかというのを教えていただけますでしょうか。

○収納課長 これまでですと、江南市の職員を滞納整理機構の県職員と兼任という形で派遣をしておりました。そこで、ほかの市町村の職員と一緒に滞納整理の技術的なことなどを学びながら滞納整理を進めてまいりました。ところが令和元年度で機構自体廃止になりましたので、令和2年度からでございますが、令和2年度は県と市の職員、税務職員の交流制度というものを活用いたしまして、県の職員の方が江南市の職員と兼任ということで、年間で60日マックスでございますが、市のほうに出向いていただいて、困難なケー

スですとかのアドバイスをしていただいたり、滞納整理の手法ですとかについてアドバイスをいただいている状態でございます。

もう一つは、地方税法の第48条に規定のございます特別徴収の県職員による直接徴収制度というものも活用いたしまして、対象は住民税だけになるんですけれども、こちらは県職員に移管をいたしまして直接徴収のほうをお願いするということになっておりますが、ちょっと何分まだこちらについては9月から始めたばかりですので、まだ成果といいますかは御報告できる状態ではございません。

○委員長 ありがとうございます。

質疑も尽きたようですので、次に移ります。

続いて、総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、歳入歳出決算書事項別明細書の60、61ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

上段の13款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料、備考欄の総務課分13件でございます。

はねていただきまして、68、69ページをお願いいたします。

中段の14款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金でございます。

70、71ページをお願いいたします。

下段の14款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

はねていただきまして、76、77ページをお願いいたします。

最下段の15款3項1目総務費委託金、4節選挙費委託金でございます。

1枚はねていきまして、最上段の5節統計調査費委託金でございます。

80、81ページをお願いいたします。

上段の15款4項5目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

その下、16款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入でございます。

その下、2節使用料及び賃借料、備考欄の総務課分2件でございます。

82、83ページ上段をお願いいたします。

16款 2 項 2 目物品売払収入、1 節物品売払収入でございます。

86、87ページをお願いいたします。

中段の20款 5 項 2 目雑入、10節電話料収入、備考欄の総務課分でございます。

89ページをお願いいたします。

中段の11節雑入、備考欄の総務課分12件でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、118、119ページをお願いいたします。

中段の 2 款 1 項 6 目行政事務費、備考欄、人件費等から128、129ページ上段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

少しはねていただきまして、152、153ページをお願いいたします。

下段の 2 款 4 項 1 目選挙費、備考欄、選挙管理委員会事業から、はねていただきまして、158、159ページ下段の 2 款 5 項 1 目統計調査費、備考欄、統計調査事業から、はねていただきまして、161ページ、備考欄上段の全国家計構造調査事業まででございます。

恐れ入ります。大きくはねていただきまして、368、369ページをお願いいたします。

最下段の11款 1 項 1 目庁舎等施設災害復旧費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員　多分、先ほどの質問はこちらでしなきゃいけないのかなと思って、同じ質問になります。

例えば、自販機の収入ですとかそういうのというのは、無視できないこれからの収入に上がってくると思うんですが、そういったいろんなところを場所を貸したりとかそういったところ、それから自販機を置いたりだとかそういうことについて、今後はどのようにお考えでしょうか教えてください。

○総務課長　自動販売機の設置につきましては、来庁者の利便性の向上と、それから職員の福利厚生の一環で設置をしておりますので、貸すスペースが

ある場合、1階の北玄関のところには以前から自販機は置いてありましたけれども、ラウンジができて、今はそこを貸付けということで、入札で自販機を置いて金額のほうが増えておりますので、そういった場所があるようでしたら、また今後も増やしていきたいというふうに思っております。

○大藪委員　ありがとうございます。

自販機に限らず、どこかの広報で見た覚えがあるんですけど、例えばちょっと空き地があったりして、この空き地を何年何月何日から何年何月何日の間であれば、例えば資材置場だとか何かの置場としてお貸しすることができますなんていう、各務原市だったかな、ごめんなさい、ちょっとうろ覚えで申し訳ないんですが、そのような収入の取り方もあるというのを見たことがあるんですが、そういった点についてはどうでしょうか。

○総務課長　普通財産の貸付けにおいては、希望があれば貸し付けたりとか、こちらからこういったものという提案をさせていただいておりますので、今の委員が言われたような例というのはちょっと考えておりませんでしたので、一度検討させていただいて、活用できるものは活用していこうというふうにしたいと思えます。

○大藪委員　ありがとうございます。

ぜひともお金に替えられるようなものは、小さいものもちり積もると言いますので、ぜひともそういったところに利用させていただいて、少しでも収入を上げていただくようによろしく申し上げます。以上です。ありがとうございました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○中野委員　119ページの顧問弁護士活用事業についてお聞きしたいんですが、これは概要と、今年の相談件数と相談内容をちょっとお聞きしたいんですが。

○総務課長　顧問弁護士活用事業でございますが、この事業は行政運営上生じる問題を専門家に相談して適正に解決するためのもので行われております。それで、それぞれの課のほうで生じた問題に対して弁護士に相談したい内容を総務課のほうに提出していただいて、総務課から事前に弁護士のほうにファクスをしております。その後、その依頼した課が弁護士に直接電話をし

て電話で相談を受けるなり、直接出向いて相談を受けるなりというふうになっております。

それで、件数ですけれども、総務課で把握している件数で申し上げますと、平成30年度は20件、令和元年度は30件と増えております。

主な相談内容でございますが、同一人物による複数回による不当要求についてとか、午前中にありましたけど、救急活動時の賠償責任について、交通事故の過失割合について、それから雑草や雑木による車両の傷に対する補償について、それから講座の中止に伴う講師料の支払いについて、関係機関への誹謗中傷など多岐にわたっております。以上です。

○中野委員　これは成果報告書を見ますと、平成30年度、令和元年度と大体78万円ぐらいになってはいますが、これは10件も相談が増えていて、これは相談料って、大体ずうっとこの程度で推移しているという形なんですかね、この件数関係なく。

○総務課長　月にどれだけ相談されても6万円の消費税ということで、現在は6万6,000円、月に支払われております。

○中野委員　今、相談件数もちよっとずつ増えていきますし、今、コンプライアンスという法的なものもしっかり確認していく必要もあるので、この辺の金額を、先生から顧問料とか何かあればもう少し考えてもいいのかなという気はしていますので、その辺よろしくお願いします。

○総務課長　なかなか料金のことをこちらから増額するというのは言いづらいんですが、弁護士からそういった予算について御相談があれば、今、委員が言われたように、ちょっと対処していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○片山委員　成果報告書の298ページなんですけれども、ちょっと分からないんで教えてほしいんですけれども、普通財産未利用地の所在地が市街化調整区域にありということで、なかなか調整区域の場合は売却は非常に難しいかなと思います。引き続き有効活用というのは、今現在の活用をそのまましていくという考え方でよろしかったですかね。

あと売却というのは、調整区域の売却方法というのは、やっぱり農地で売

却するという形しかないですか。あとは、それ以外の家族か何かの住宅という感じとかという形ですかね。

○総務課長 普通財産の売却といっても、農地ばかりではなくて宅地もございまして、宅地であっても公売にかけても売れないというところもございまして、今後、そういう宅地で売れ残ったところの有効活用をどうしていくとか、あとは空き地、雑種地等で調整区域だとなかなか売却はできないので、その有効活用をちゃんとしていくべきだろうなということで課題にこれは載せてありますので、よろしくお願いいたします。

○片山委員 一応、有効活用の案とかは出ていますか。ここはこう使おうというのとは。

○総務課長 一般質問等で、利用方法をちょっと変えて、いい物権のところを売却したらどうかとかという案が出ておりますので、目的をちょっと変えながら、売れそうところは売るとか、活用ができそうところは活用していくということで、いろいろ試行錯誤はしております。以上です。

○片山委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかに。

○河合委員 関連して。

前にも質問したと思うんだけど、行政財産で持っておる部分があるんですよ。それで、行政財産を持っておるんだけど、実際にあまり活用されているようなところは普通財産に戻して、これで売却できるところは売却していかなあかんと思うんですよ。いつまでも行政財産を持っておるところは離さんから、ずうっと行政財産で持っておるんですよ。それで見に行くと、あまり使っておらんのに抱かえておるから、そういうところは普通財産に戻して、それで売却の対象にしておくということをやっけていかないと、これから15%減らさなあかんと言っておるのになかなか難しいですね、そういう努力をしてほしい。

それから、質問で300ページ、投票率、これが45.9%で60%を切ったから、本当に奈落の底へ落ちるぐらい一気にここまで落ちてきちゃったと。私は、少なくとも50%は切らんだらうと思っておったらこういう結果ですよ。

それで、確かに投票所を減らしたのもあると思いますけれども、前の市会

議員が言っておったような、例えばスーパーをちょっとお借りしてやるだとか、バスの移動投票所を作るとか。それで当局は、ああいうスーパーとかああいうところは、空き店舗がそのときにはあっても次はないということがあるからなかなか難しいと言われるんだけど、じゃあ外で駐車場にテントを張って、情報の漏れとかいろいろあるかもしれんけど、そういう方法もあるかと思うんですよ。

この45.9%は下手したら、40%そこそこになって、やっぱりそれでは選挙をやっておる我々にとっても非常に苦しい立場で、何だ、4割しか投票しておらんということではいかんから、やっぱり投票率はこんなに低くてはいかんもんで、何とか50%は確保できるような方策、もうあと2年半で我々はまた選挙がありますので、何とかその方法を考えていただきたいなと思います。どうでしょうか。

○総務課長　大変申し訳ございません。今回のこの45.9%の投票率になっておりますけれども、この平成30年度の市議会議員の選挙におきましては、市長選が無投票になったということで、特に投票率は下がっております。

あと、統計を見ますと、全国的にこれぐらいの投票率になっているということがございます。

ちなみに前回は、平成27年は53.6%ということでここに書いてありますけど、その前、平成23年度の投票率を申し上げますと52.36%で、何とか50%はキープしていったんではないかなと思います。その要因としては、やっぱり市長選挙がなかったというのも大きなことが関わってくるんじゃないかなということも思っていますし、あと、それに期日前投票所を増やすということで、当然、投票率というのはその効果はあるというふうに思っておりますけれども、そこに期日前投票所を増やすということで課題が様々な、さっき委員さんが言われたように、要は投票に来たけど、二重投票を防ぐためのネットワークがなかなか構築できていないとか、セキュリティーの問題とかいろいろありまして、課題が山積みという感じでございますので。

それともう一個、総務省から、令和元年度の参議院選の投票率が60代は63.5%で最も高く、10代、20代が31%から32%と最も低いというような数字も出ていました。直近の選挙のときの数字ですけれども、それでアンケー

トを取った結果なんですけれども、なぜ選挙に行かないのかということを探ねたら、18歳、19歳の302人にアンケートをしたら、26.2%が「面倒だから」、24.5%が「関心がないから」、22.2%の方が「誰に投票していいかわからない」とか、そういうことになっていました。やっぱりこういう若い世代の方にも政治と暮らし、生活はともにあるということを感じてもらえるような、さらには政治や選挙を身近に感じてもらうような施策を考えないといけないというような感じもしておりますので、投票する機会だけを増やしても、なかなか投票率は上がっていかないのではないかというのも一個思っておりますので、今現在、総務課では出前トークというのを小・中・高生に向かって発信はしておりますので、そういったことも併せて投票率を上げるように努力はしてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○河合委員 上手に言い訳するなあ、それだけ。

それで一つ、駅前が一番有効なの。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○河合委員 それで、第一ビルの下、ずうっと空いておるところがありますよね。あそこを借りるなら簡単じゃんね。だから、通勤・通学にあそこを利用できるから、本当は一番いいの、駅前が。だから、第一ビルはたくさん空いておるよね、あそこ、1階が。あそこを利用すれば大丈夫なもので、あそこは電気も来ておるし、情報も大丈夫だから、あそこも一つの手かなあと、期日前の。

そういうことで、いろいろお話あったけれども頑張ってください。

○総務課長 ありがとうございます。引き続き検討させてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして、会計課について審査をいたします。

当局より補足説明がありましたらお願いをいたします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

最初に歳入でございます。

決算書の84ページ、85ページをお願いいたします。

上段の20款2項1目市預金利子、1節預金利子でございます。

2枚はねていただきまして、88、89ページをお願いいたします。

20款5項2目雑入、11節雑入の会計課分は、中段やや下、業者用納品書売捌収入、愛知県証紙売捌手数料でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、会計課所管の歳出でございます。

少しはねていただきまして、136ページ、137ページをお願いいたします。

下段の2款1項8目会計管理費、人件費等から、はねていただきまして、138、139ページ中段、徴税費の前まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○河合委員　低金利で会計さんは大変なんだけど、確かになかなか何百億円と動かしても金利にならないと思うんだけど、この85ページの1万3,116円というのは、これは何の預金利子ですか。

○会計管理者兼会計課長　歳計現金の流動性を鑑みて3か月ほど預け入れを行っているものですが、運用方法は銀行の定期預金のほうにペイオフの範囲内で3か月預けているものでございまして、金額といたしましては7億円を、利回りがこれは0.01%でございますので、3か月後となると1万7,643円にしかありません、正直言って。これを一般会計だけでなく特別会計の預貯金も利用しておりますことから、それぞれの会計で案分いたしまして、結果、一般会計の預金利子といたしましては1万3,116円という内容でございます。

○河合委員　どここの市、例えば大阪市が出していますよ、市債というのを、何か月間の、ああいうのって、もう今どこも出していない、日本の中で。

○会計管理者兼会計課長　運用債権としてはございますけれども、いずれも期間がもっと長いものでございまして、年度の中で既発債として購入、あるいは短期で運用して売却するという商品としてはないものでございますので、江南市としても基金の運用先としては4年、5年の期間のものでありますそ

ういった大阪府の債券ですとか横浜市の市債ですとかといった商品は購入しておりますけれども、歳計現金で運用するという運用先とはちょっとそぐわないものかというふうに考えております。

○河合委員　　今、偶然、例えば航空施設の建て替え用で積んでいますよね、何億円と、そういうのなら運用できますよね。多分これは定期で入れておるだけだよね。そういうものについても、例えば図書館の積立金でもそうですよ、7億どんだけあるんだけど、ああいうのは債券を買うことはできんのかな。

○会計管理者兼会計課長　　今、河合委員のほうからお話のありました、例えば公共施設の整備事業基金、こちらのほうは、残高といたしまして4億5,000万円ほどありますけれども、その4億5,000万円ほぼほぼ今の公募地方債の債権のほうで運用しております。

逆に、こちらの事業基金のほうでは定期預金がないという形で、なるべく効率のいい形で運用したいということから、そういった扱いとしております。

○河合委員　　はい、分かりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて監査委員事務局について審査をいたします。

当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

○監査委員事務局長　　それでは、監査委員事務局の所管につきまして御説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出について申し上げます。

決算事項別明細書の160、161ページをお願いいたします。

中段の2款6項1目監査委員費で、右側備考欄の人件費等から162、163ページ上段の監査委員関係事業の愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2 時 16 分 休 憩

午後 2 時 35 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、先ほどの質疑、収納課の審査の際に大藪委員から御質問のありました市税の過誤納還付金及び還付加算金の過去の額について、収納課が資料を作成していただきましたので、最初に配っていただいて、それを基に収納課長から説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。

〔資料配付〕

○委員長 それでは、課長より説明をお願いします。

○収納課長 申し訳ございませんでした。今、お手元に資料等を配付させていただきます。ここ数年での過誤納還付金の最大値について御説明させていただきます。

平成24年度、こちらの執行額5,794万5,494円が過誤納還付金の最大の還付の金額でございます。当初予算は5,000万円で組んでいたのですが、還付金のほうが不足いたしまして、9月の補正予算で400万円、さらに12月の補正予算で500万円を追加させていただいた年でございます。この年が最大でありまして、以後減少の傾向にありまして、令和2年度におきましては、予算額を5,000万円から4,500万円に下げさせていただいたところではございますが、ところが現在、8月末の時点で既に4,000万円ほど還付の金額を支出している状況でございますので、今後の状況によりましては補正ということになるかといったようなところで、今、今後の見込み状況についてを精査しているところでございます。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

今の説明を聞かれて、何か追加で質疑ありますでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長 失礼いたしました。よろしいですか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、消防本部消防総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防総務課長　それでは、消防本部消防総務課所管につきまして御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

一般会計歳入歳出決算事項別明細書の62ページ、63ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

下段でございます13款1項6目1節消防使用料、備考欄にあります消防総務課の消防施設目的外使用料でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段にあります14款2項4目1節消防費補助金、備考欄にあります消防総務課の水槽付消防ポンプ自動車購入費補助金でございます。

はねていただきまして、80ページ、81ページをお願いいたします。

中段でございます16款1項1目2節使用料及び賃借料、備考欄にあります消防総務課の消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

上段でございます20款5項2目8節公務災害補償基金支出金、備考欄でございます消防総務課の消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

同じページの中段でございます11節雑入のうち、はねていただきまして、89ページ、備考欄の下段でございます消防総務課の建物総合損害共済災害共済金から自動車損害共済災害共済金まででございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございますが、大きくはねていただきまして、286ページ、287ページをお願いいたします。

上段でございます9款1項1目消防総務費、備考欄にあります人件費等から、少しはねていただきまして、296ページ、297ページにあります消防予防費の上の27節公課費まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　じゃあすみません、ちょっと私のほうから確認させてください。

決算書の289、291ページにかけて、いわゆる常備消防ではなくて非常勤の非常備消防の消防団関係の予算がばらばらといろいろあって、ちょっと私どもが地域で関わっているいわゆる消防団、第2分団というんですけれども、その消防団の団員に対しては1分団当たり20万円が市から消防手当として支給をされて、あと1人当たり6,000円という消防手当が出ているよという説明を受けております。あと、基本手当として直接本人に年間4万5,000円と、出動1回当たり幾らとかいう基本手当が出ているという説明を受けておるんですけれども、市から消防団、あるいは消防団員に出ている消防手当、基本手当の額というのは、この決算書の中のどの費目にどれが入っているのでしょうか。いろいろあって、消防団充実強化事業というのもあれば、その前に報酬等管理事務とか消防団運営事業とか、いろいろばらばらとあってよく分からないんですけれども、教えてください。

○消防総務課長　　今、委員長御質問の内容でありますがおっしゃられますように、予算書につきましては分かれております。

まず、消防団員に関する報酬の関係ですけれども、289ページにございます報酬等管理事務のところの1の報酬というところで、消防団長から下の消防団員まで区分がございますが、こちらのほうは年報酬という形で消防団員のほうには年報酬、消防団条例のほうの第15条のほうにも決められて書かれておる内容なんですけれども、年報酬が支給されております。その金額がこちらのほうに区分ごとに書かれております。

次に、先にそれぞれ水火災とかで出動したときですとか各種訓練に参加したときには、消防団員のほうに費用弁償という形で費用が支給のほうはさせていただいております。そちらのほうの区分につきましては291ページの9節旅費という区分なんですけれども、こちらのほうに費用弁償のほうは旅費としての区分としてこの枠の中で項目を設けさせていただいて、こちらの予算で執行のほうも行っております。

次に各分団の運営費としての件ですけれども、こちらのほうも市のほうで交付要綱というのがつくられておるんですけれども、その消防団の運営費交付金につきましては、その下の江南市消防団運営費交付金258万円、こちら

のほうは本部、それから各1から5までの分団、それから女性団員というところの区分で、それぞれ見合った金額を交付金として支給しております。

最後に、女性の部分の支出につきましては、平成27年のときに女性消防団員のほうは加入をいたしまして、今現在の条例定数満の200名になっております。ですので、17名現在は入っておりますが、そちらの費用につきましては、委員おっしゃられますように、ちょっと区分を分けておるんですけども、消防団充実強化事業という区分で女性消防団員の費用のところは別で設けさせていただいております。

このいきさつといたしましては、平成27年当時につくるときに、女性の団員の加入を市長の公約の中でも入っております関係で明確に表記して、そちらのほうを区別して、推移とか、そういった今後に向けて別にして、男性団員とちょっと別にして分けたほうが良いという判断で別になっておるといところでございます。

○委員長　　そうすると、女性団員の出勤とか火災の出勤というのはないわけですけども、いろんな防火活動とかそういったものに仕事で出かけていただいている、その出勤というのか、その出勤というか、1回につき幾らというのもこの消防団充実強化事業の費用弁償のところで見ていただいていると、そういうことで、あといわゆる基本手当もここに入っていると。あと、消防団1分団当たり20万円というのは女性消防団についてはないと、そういうことでよろしいのでしょうか。

○消防総務課長　　今委員おっしゃられますように、まず女性のほうは、実災害、水火災のほうの現場のほうには、今のところ出ないというところで行っております。なので、予防啓発活動の活動ですとか、応急手当の市民への指導とかというところで御協力をいただいております。

分団の運営費のことにつきましては、女性のところが要綱で5万円プラス男性の団員と同じで1人6,000円の人数分ということで規定の中で盛り込んでそのように行っております。

○委員長　　はい、分かりました。

すみません、もう一つ、1点なんですけれども、その291ページの下のほうに消防連携事業ということで、いろいろ全国、愛知県、尾張地区、あと丹

葉地区と、いろいろ負担金事業が並んでいるわけなんですけれども、たしか
昨年の6月頃に名古屋市を中心に県下の34の消防を1つにまとめるというよ
うな連携をしていくという話が進み始めたと認識をしているんですけれども、
その連携の費用というのほどこかに出てきているんでしょうか。

あともう一つ、その後、現時点までどのような進展になっているのか教え
てください。

○消防総務課長 委員長おっしゃられます質問の内容ですけれども、消防の
広域化の件をおっしゃられているというふうに認識しております。広域化に
ついての費用の区分ですが、現段階では、ここの今の連携事業の中には入っ
てはない状況でございます。

また、進捗状況でございますが、昨年度、令和元年度までは新聞報道以降、
消防長、それから課長で県のそういった会議、広域化に向けての会議には参
加しておりましたが、年が明けて1月以降、そういった会議も新型コロナウ
イルスの影響でストップしている状況で、広域化についての話は進んでいな
いという状況でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○河合委員 同じページの愛知県の防災ヘリって、この年度は何回ぐらい出
動されたんですかね。確認だけ。

○消防総務課長 令和元年度の防災ヘリの出動の関係でございますが、実績
といたしましては、緊急出動を要請したのは1度あるんですが、9月13日の
日に水難事案が要請がありまして、1度要請しております。ただ、ヘリが到
着の前に要請者が発見されたというところから、その後、キャンセルをして、
実際にはこちらのほうの江南市には来ておりません。キャンセルになってお
ります。

また、あと要請といたしますか、訓練を1度、令和元年度は1度、すいとび
あ江南の北側のところの緑地公園で行っているということで、そのときは各
務原市消防と合同で水難の救助訓練を1度行っておるという実績でございま
す。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防予防課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防予防課長 それでは、消防本部消防予防課の所管につきまして御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

歳入歳出決算書、66、67ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

66ページ下段にございます13款2項6目1節消防手数料、備考欄にあります消防予防課、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料と煙火消費許可申請手数料でございます。

次に、少しはねていただきまして、88、89ページをお願いいたします。

89ページ、備考欄下段にございます20款5項2目11節雑入で、消防予防課、コピー等実費徴収金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、296、297ページをお願いいたします。

296ページ上段にございます9款1項2目消防予防費、備考欄にあります人件費等から、少しはねていただき、300、301ページをお願いいたします。

301ページ下段にあります液化石油ガス届出受理等事業、19節負担金、補助及び交付金、研修会等参加負担金まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 決算書でいくと、301ページって消防予防課でよかったですか。

ここの危険物規制施設設置（変更）許可事業というのがあって、ここに決算の数字が出ていますけれども、こっちの成果報告書でも同じ金額が出てまして14万9,126円ということで出ていますけれども、これは平成30年度に比べて倍近くにはなっているんですけれども、これはそれだけ施設が多く、そういう許可とか申請をしたということなんでしょうか。

○消防予防課長 委員お尋ねの件なんですけれども、金額が上昇した主な理由は、検査のときに銘板を貼るんですけれども、改元がございまして、平成から令和になったことにより、その銘板を新たに購入したために増額になったものでございます。

○野下委員 今の御説明ですと、その銘板のところがお金がかかったということですから、ここで私が勝手に想像するような、許可のとか変更の件数が増えたという意味でもどうもなさそうということですよ。

○消防予防課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○野下委員 もう一点すみません、この成果報告書の240ページのところに、これは関連しますが、下のところに分析のところ、危険物施設に対して、全ての危険物施設に立入検査を実施し、適宜改善の指導、助言を行ったと書いてありますね。この危険物の施設というのは、市内に何か所あって、あと適宜改善の指導というのが書いてありますが、その中でこれは改善しないかんよとかいうのが入っている可能性もあるんですけど、それは何件ぐらいあったのか、ちょっと教えてもらえますか。

○消防予防課長 委員お尋ねの危険物施設の立入検査についての指導についてのことなんですけれども、危険物施設というのは、消防法でいう危険物施設指定数量というのが決まっております、危険物の量のある一定以上持っているものを危険物施設というふうに判断しております。それが市内に127か所ございます。その127か所全てに対して立入検査を行っております。

それで、指導を行った件数というのは、その中で17件ございます。実際に、その指導に対して是正の回答をしたものが17件ということで、100%の施設というふうに上げております。

○野下委員 ということは、改善しないかんよというところは全て改善をしましたよという報告が昨年度あったということですよ。

○消防予防課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○野下委員 だから、こういう検査の指導は非常に大事だということを改めて認識させてもらいましたので、ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑は。

○片山委員 関連でいいですか。

先ほどの野下委員のすぐ下のところの同じページなんですけど、成果報告書の240ページですね、住宅用火災警報器の設置率が今72%という形で年々向上しているという形なんですけれども、これは県内平均と比べ低いという形なんですけど、県内平均って今幾つなのか、もし全国平均も分かったら、それも教えてもらってもいいですか、目安として。

○消防予防課長 委員お尋ねの住宅用火災警報器の設置率の平均値なんですけれども、愛知県の平均といたしましては81%となっております。ただ、これは令和2年7月1日現在での数値となっております。成果報告書のほうは令和元年度のものとなっております。

全国の平均なんですけど、全国の平均は、同じく令和2年の平均で申し上げますと82.6%となっております。

○片山委員 じゃあ、愛知県は全国平均よりも下回っているんですね、県自体が。

○消防予防課長 そのとおりでございます。

○片山委員 それから考えたら、じゃあ72%ってよくない数字ということですね。分かりました。すみません。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防署長 それでは、消防本部消防署所管の歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げます。

歳入について御説明申し上げますので、歳入歳出決算事項別明細書、82ページ、83ページをお願いします。

中段にございます18款1項1目基金繰入金、内容につきましては、83ページ、備考欄、消防署、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、300ページ、301ページをお願いします。

下段にございます9款1項3目消防署費から310ページ、311ページの上段、

教育費の前まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員　成果報告書の269ページです。すごい何か、ちょっとあほみたいな質問なんですけど、よく分からないんで教えていただきたいんです。

この施設内容のところに、この防火水槽簡易耐震化シートってありますよね。何か部屋の中でえらいでかいバルーンが膨らんでいる写真が。これはどうやって使うんですか、これは。

○消防署長　委員の質問のこの写真のものですけれど、特殊なシートでできておまして、これが防火水槽の中身の大きさになります。実際の取り付ける場合に、該当する防火水槽の中を実際に測って、それを基に、その業者がそのシートを全く同じ大きさに作って、それを今度取り付ける際には折り畳んで防火水槽の投入口から入れて、それで防火水槽の壁に簡単に言えばマジックテープみたいなものをつけてありますので、そこに張り付けて、防火水槽をそのままこの防水シートで覆ってしまうという形です、中側から。

○大藪委員　ということは、これはオートクチュールでそうやって作られるわけですね。

○消防署長　委員のおっしゃるとおりでございます。

○大藪委員　何かどこかありましたよね、防火水槽の漏えい防止をするところがどこかありませんでしたか、さっき話の中で。これもこの写真のものを使われるわけですか。

○消防署長　先ほど補正で上げた防火水槽の修繕ですかね。あちらはそのままひびの部分に防水のコンクリートとモルタルを入れまして、さらにひびの部分埋めて漏水防止をするものでございます。

○大藪委員　使い分けがよく分からないんですが、値段の安いほうにしていただけとうれしいとは思っているんですけども、その耐震という部分なのか、もちろん漏水というのは、もちろん別物だと思うんですけども、どちらかで足りるなら、どちらかで安いほうで、それはできないものなんでしょうか。

○消防署長 最初に委員申された防火水槽の簡易耐震化シート、こちらのほうは、平成27年から20基を市内に耐震性の防火水槽のない地域にこういった簡易の耐震のシートをつけて耐震性の防火水槽の代わりにしようという計画で20基計画をいたしました。その後というか今回修繕で上がったのは、そこに該当せずに改めてというか、今年の4月に漏水があってということで確認された防火水槽になりますので、またこちらとは別のものになります。

○大藪委員 はい、よく分かりました。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○片山委員 ちょっと関連なんですけれども、20基という形で、これは全て委託、決算書の305ページのほうに委託料という形になっているんで、これは委託で行っているという形ですよね、耐震化の工事は。

○消防署長 委員おっしゃるとおり、業務委託となっております。

○片山委員 全て今の防火水槽の耐震化シートのこの形で、トータル20基か、20か所行っていくという形で、それで成果報告書の242ページのところに、早期に防火水槽簡易耐震化計画を完了する必要性があるというふうに書いてあるんですけれども、いつ頃全て、ある程度は完了するという形の計算がされていますか。

○消防署長 予定では、令和8年に20基終わる予定となっております。

○片山委員 金額の問題ですよね、予算の問題だと思いますけど、分かりました。

これは、委託先というのはどこになりますか、これは。

○消防署長 委託先というのは、このシートを作成しているのは特許がありまして一つの会社なんですけど、その業務を市内の工事店でやっていただくというところで、これも入札でやっております。

○片山委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようでしたら、すみません、私のほうから1点確認をさせていただきます。

成果報告書の244ページの成果の状況、成果も課題の分析のところに、救

急救命士運用の前に処理範囲拡大救急救命士という言葉が出てきているんですけども、これは一体どのような、普通の救急救命士とまた一段と難しい、そういうお仕事をされる救急救命士のことなんでしょうか。

○消防署長　　今、委員長の御質問ですが、これは処置範囲拡大救急救命士になります。

この救命士は、本来、救急救命士は心肺停止状態の方にのみ救急救命処置ができるということになっていたんですが、これが平成26年から、低血糖の方と、ショックといって血圧が下がったりしている方に限っては、点滴処置や、あと血糖値を測定して、必要であればブドウ糖の投与ができるということになりました。その運用をするのにも、また県の試験等を受けて、それに合格した人がなりますので、そういった試験を受けて処置範囲拡大救命士とするものです。

○委員長　　ありがとうございます。

そうすると、何か24人を目標に一般の救急救命士さんを増やしていくということなんでしょうけれども、この処置範囲拡大救急救命士さんを兼ねて24人という目標で進むんでしょうか。

○消防署長　　運用救命士は24名を目指しております、この処置範囲拡大救命士というのも、江南市のうちの予定では、これは救命士となって県が認めた包括救命士というんですけれども、まずそれになったら、次に薬剤投与救命士にその年に試験を受けさせまして、もう一年置いて処置範囲拡大の救命士とする予定にしておりますので、24名を確保した上で、さらにその処置範囲拡大救命士も24名を目指していくものです。

○委員長　　ありがとうございます。

あともう一点、申し訳ないですが、先ほどの防火水槽の耐震化の中で、成果報告書の269ページの一番最下段のところなんでしょうけれども、当面20か所を防火水槽簡易耐震化シートを貼るとというのが令和8年完了で、何かその後、さらに防火水槽簡易耐震化計画をつくっていくというふうに読めたんですけど、完了する必要があるということは、この令和8年度までのことを課題として上げていただいているということで、さらに全市的に展開していくと、そういうことではないでしょうか。

○消防署長 委員長の御質問ですけれど、この内容は、当初の計画が20基でしたので、20基を少しでも早くということで令和8年に完了させるという目標で書いてあります。この後にあつては、また新しい防火水槽等の設置も考えていかなければならないと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

○大藪委員 すみません、ちょっと思い出したことで1つあるんですけれども、これはたまたま昨夜、名古屋市消防の者と、ちょっと学生時代の後輩としゃべっていて、名古屋市消防では救命救急士が他市町村で資格を取って辞めてくる人が多いと。江南市はそんなことはないと思うんですが、過去5年ぐらいで結構ですので、実際に救命救急士の資格を取って、辞めてどこかへ行ってしまった事例があれば、もしくはそういったことに対してどのような対策を取ってみえるか、こちらで質問してよければお願いします。

○消防長 すみません、今、大藪委員の御質問ですけれども、過去、中途退職された方が、一般質問でもお答えしたんですけれども8名ございます。その中で救急救命士の資格を持った者は3名退職をされております。中途退職ですね。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時18分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されまし

た。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでございました。

行政視察について

○委員長　　続きまして、行政視察について議題といたします。

行政視察につきましては、6月の委員会のときに予算を伴わない形でしか行政視察ができないということで、もしそういう形で実施する御提案がある場合は、正・副委員長まで案があったらお願いしたいということでしたが、現在までのところ、どなたからも御提案をいただいております。

今後の新型コロナウイルスの感染症の状況にもよりますけれども、各派代表者会議においても、他からの行政視察の受入れは当面しないというふうに決定されておりますので、その動向を見ながら、引き続きこちらとしても予算を伴わない形の行政視察の御提案がある場合は正・副委員長まで伝えていただきたいと思います。そのようなことで、今のところやる方向ではないということよろしいでしょうか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようですので、また改めて御提案が後日ありましたら、よろしく願いいたします。

研修会について

○委員長　　続きまして、委員会の研修会についてを議題とさせていただきます。

研修会につきましても予算を伴わない形の御提案がある場合、お知らせいただくようになっておりましたが、今のところ、どなたからも研修会の御提案がありません。何か御提案や御意見とか、予算を伴わない形の研修会

の御意見はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　ないようですので、またこの件につきましても正・副委員長に御一任をいただきたいと思いますのですが、これで御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようですので、そのようにさせていただいて、後日、御報告をさせていただきたいと思えます。

また後日、御提案が思いつかれるようなことがありましたら正・副委員長までお伝えください。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　最後に、市民と議会との意見交換会を議題とさせていただきたいと思えます。

この件につきましては、8月20日に開かれました各派代表者会議におきまして、今年度は各常任委員会で意見交換の実施方法、テーマ、日程、開催場所も含めて決定をし、どのように市民に広報していくか、これも各常任委員会で責任を持ってやっていくと、意見交換会の全てにおいて常任委員会が責任を持って検討し、実施をしていくということを議会改革特別委員会での協議結果として報告され、了承が得られております。

これを受けまして、本日の委員会では皆様に、この市民と議会との意見交換会の過去の委員会別テーマ、団体との意見交換会の実績をタブレット端末に配信しておりますので、御参考にしていただいた上で、今年度のこの総務委員会が担当する市民と議会の意見交換会の実施方法について、何か御意見がありましたらぜひこの場を出していただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○河合委員　　やるという前提でなんですかね、この意見交換会。

○委員長　　まだ何も決定はしておりません。委員の皆様の総意でもって、やるやらないも含め、テーマ、相手、日時、場所を決めていきたいと思っておりますので、まだやるやらないも決まっていないということでございます。

○河合委員　新型コロナウイルスの終息がまだ見えない中で、本当に大丈夫かなという思いがあるんです。ですので、もう少し様子見かなあと。例えば年末に終息宣言が出れば1月か2月にやればいいんですけれども、このままでは私は非常に難しいかなと思います、開催が。

○委員長　ありがとうございます。

ほかに御意見は。

○河合委員　もう一つ、テーマは、やるならばオールラウンドですよ。これとこれとこれではなかなかあれですので、みんな何でも受けると、オールラウンドでやると、テーマは。我々、成果報告書がありますので大丈夫です。

○委員長　事前の正・副委員長の簡単な打合せでは、急に計画しても新型コロナウイルスの感染の広がり状況で急に中止とかいうことも出るかもしれないので、例えば、ある特定の団体の方にあらかじめお願い、そこに照準を絞ってお願いして、そことの協議の上でテーマを決める、場所・日時を決めて、万が一急に駄目ということだったら簡単に取り消すこともできるし、場所の変更等も可能でありますので、そういう形にしたほうが今年度については無難であろうかなということで、そのように、やるんでしたらですけども、進めるほうがいいかなと思ったんですけど。

○大藪委員　逆に撤退することを是として話をするのではなくて、やるということに着眼点を置いて、リモートとかZ o o mを使ったものというふうには考えたらどうでしょうか。

○委員長　ありがとうございます。

そういう案も考えられます。

ほかに、やり方等、今オールラウンドでとかいうこともありましたし、いろんな選択肢が多過ぎて、なかなかまとめていくのが情勢上も難しいですし、やり方についても難しいんですけれども、御意見ありましたら。担当としては、基本的には総務委員会でやりますので、総務委員会の管轄下のテーマ、それに合った団体がぴたっと、さっきの各種地域協働が振るわないというお話でしたけれども、そういう関係の団体でもいいのかなあ、いろんな考えがありますが。

〔発言する者あり〕

○委員長　　すみません、話を取っていっちゃって申し訳ないんですけども、正・副の間でぼやっと案のように考えているのは、地域協働の関係のどこかのNPOなりボランティア団体で受けていただけるようなところがあれば、本当に小人数で、こちらもこれだけプラス、本当に相手さんも五、六人で広い会場で何かテーマを、そういった地域協働の関係に絞ってというか、あまり絞ってもいけないんですけども、それプラス何でもいいよということでやれたらどうかなあと思っています。

〔「お任せします」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　よろしいですか、お任せされちゃって。

○野下委員　　議会改革でもそもそも、この新型コロナウイルスの中でということで大人数で1か所にやるということは避けましょうということから来ているものですから、あくまでも新型コロナウイルスというのが大前提になるんでしょうけれども、今、委員長さんがおっしゃったことでも私はいいいんではないかなと思います。ただ相手がありますので、その相手次第ということと、あと新型コロナウイルス次第という形になるんですけども、ある程度方向性だけ見つけておかないと難しいかも分からないので、個人的にはそれでどうかなと。そうすれば、議会改革のそういった今回の市民との意見交換会の趣旨にも合っているんじゃないかなと思います。

○委員長　　ありがとうございます。

やる方向で年に1回はやっていくと。特段の事情がある場合は、やむを得ない場合は本当にやむを得ないですけども、1回はやるというのが議会基本条例に書かれておりますので、急に中止になるのはやむを得ないにしても、計画までは進めさせていただきたいなと思っています。

今のような方向性で正・副委員長に、相手さん、テーマ、日時、場所までまるっとお任せいただいてもよろしいでしょうか。固まりかけましたら、完全に固まる前にもう一度お諮りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは、御異議ないようですので、そのようにさせていただき、

また後日、御報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

ほかに何か御意見があれば。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、市民と議会との意見交換会のテーマについてはこの程度にとどめたいと思います。

以上で本日の委員会の議題を全て終了いたしました。1日の長き時間にあたりましたが、熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

当局の皆様にもお世話になりました。ありがとうございました。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午後3時32分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 掛布 まち子